

2. 經濟統制

20
5
22

12

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	299



裏面白紙

経済統制

20-22年

6. 流通秩序対策

裏面白紙

物資流通秩序確立に関する件

(緊急対策実施案其の一)

(二二六、一七)

(商工省特別室案)

第一 配給公団の設置

一 公団を設置して一手買取販売により統制を実施すべし。物資は、基礎的・生産資材、重要生活物資、主要食糧等徹底的な統制を必要とするものに限る。

二 現在実施中の公団方式に必要を改訂を加へ左の通り措置する。

(1) 公団に対する金融は復金のみならず一級市中銀行からもこれを仰がうるものとする。

(2) 需要者が多数ある品目については末端配給組織とし

て指定販売業者の制度を認める。

(3) 公団に単なる配給業務のみならず委託加工方式による生産業務を行はせる。

(4) 配給施設等については、固定資産を所有しうることを認める。

(5) 現行価格調整公団の取扱品目となつてゐるものについても物資の性質上その現物の流れを適確に把握して統制を実施する必要があるものについてはこれを公団の取扱品目から除外する。

(6) 公団への出資金その他の豫算は、納付金制度の活用等によれば赤字財政と考ふる虞なき故既存の枠に拘束

さげることなくこれを拡張する。

二の諸點が認められれば左の品目（商工省関係）について公団を設立することとし所要の法律案を第一國會に提出する。

第一國會に提出する。

(4) 銑鉄及び普通鋼（珪素鋼板及び亜鉛鉄板を含む）

(5) 纖維及び纖維製品

(6) 生活必需品（マッチ、石炭、地下足袋、電球、自転車及びカメラ、同上タイヤチューブ、その他主務大臣の指定する生必物資）

第二 公団を設置しなす物資についての措置

一 統制の必要ある物資については公団を設置しなすものについては、現在の割当符制を継続又は新しく適用するが、（割当符制適用の物資別表の通り）割当符制の実施は各物資の特性に応じて行い、割一的使用に依るよう改善を加える。

(1) 割当物資の割当、配給の方式は、生産用資材については「指定生産資材割当手続規程」、消費資材については「指定配給物資配給手続規程」によるを原則とするが、物資の特性に応じて兩統制方式の中間的統制方式を適用しうることをとする。

(2) 屑ゴム、金属屑等の屑の蒐荷行為は割当符制を適用

用することには困難が伴うので、肩の蒐荷の段階に
ついては切符制を適用せず、蒐荷業者の統制によつ
て、肩の蒐荷、配給の適正化、能率化を図る。

(三) 割当申請の手続 割当證明書の様式等割当の方法に
ついては、各物資の特性に応じて改善を図る。

二、割当物資の割当を行う主務官廳の割当事務の適正を
期するよう必要な措置を講ずる

(一) 経済安定本部の定める物資需給計画を基いて割当を
行う主務官廳が用途別割当を決定したときは、之を
経済安定本部及び物資の所管官廳に報告するを要す
る。

(二) 割当證明書の発行は各物資について主務官廳毎に一
三

運番號を付して行うことを要する。

主務官廳が割当を行うときは、発行する割当證明書
の控を保存すると共にその高き物資の所管官廳に送付
することを要する。

三、指定生産資材の割当切符制においては、配給の段階
における現物の流れをつかみえず従つて割当物資の積
流れその他の配給段階における不正を防止し得ず、需
要の切符の現物化に困難を来す実状があるのを、必
要に応じて販売業者の登録制度を実施し配給段階におけ
る物資の流れを適正に規制すると共に販売業者に対す
る監督を厳重に行う。

(一) 販売業者の登録は、その申請があつた場合、これ

を行つたものとし、資力、信用、設備、経験その他の条件を勘案し、下通者と認めらる者に対しては登録を拒否することかできないものとする。

販売業者が登録を受けたときは、一尺の登録金を供託しなければならぬものとする。

(六) 生産者、販売業者その他の者が試みる民主的組織せうれた協同委員会並びに物資の所管官廳に於て実施する。

(七) 販売業者から割当物資の入手、販賣状況その他の必要事項を物資所管官廳に報告せしめることとする。

(八) 割当物資の配給に關し、不正の行為ある販売業者については登録を取消し、保證金を没収することとする。

する。

(九) 割当物資の需給の圓滑を圖る爲必要ある場合、割当物資の配給に際し、規則を加えることかできないこととする。

(十) 割当物資の大口需要者に対する切符の現物化を圓滑にするため登録した販売業者に対して販売業者割当を行ふ。

四、指天生産資材の微量需要者に対して割当切符制度をそのまゝ適用することは実状に即せぬのである。これらの目的に組織する団体と認定しその団体を通じて協成員がその需要を共同申請することと認め、これに対する割当については、その団体を通じて共同割当を

行いける途を開く。

(一) 共同申請及び共同割きを行いうる微量需要者の団体は割きを行つ事務官廳において認定したものに限りこととする。

認定すべき団体は小規模な需要者を以て狭い地域に成立した団体に限るものとする。

(二) 共同申請は、団体においてこれを構成員に対して強制することはできない。

(三) 団体割きを行いうる団体は割きられた物資を共同購入して構成員に配給しうるものとする。

(四) 共同申請を行いうる最高数量は、物資別にこれを限定する。

五

(五) 家庭用その他共同申請の方法によりがたい用途については、指定配給物資としての取扱を考慮する。

五、割き制度については、実績主義、能力主義を排し、

需要と手持資材の活用とを主眼として企業の公正を確保を助成するよう改める。

(一) 企業の需要、手持資材その他の実態把握を十分に行

い適切な割きを行つため特定の産業団体を指定し、

これに対し、企業の実態調査をすすめる。

(二) 割き数量の決定に当たっては、該企業に計する割き総
明書や運賃状況と特に重視する。

流通秩序

第 一

物資流通秩序確立に関する件（緊急対策案第三）（三六三〇）

生産局

第一 配給公團の設置

一 基礎的住宅用資材 重要生活物資 主要食糧等に於て徹底的な統制を必要とする在記物資について公團を設置し一手買取販賣により配給を確歩する。

（一）鉄鋼 普通鋼及不仕務大臣の指定する鉄鋼二次製品
（二）繊維及繊維製品

（三）生活必需品（マツタケ 石炭 地下足袋その他ノグム 履物 電球その他仕務大臣の指定する生活必需品）

24

（四）食糧品

（五）油 煙

1-58

以同 料

以酒 類

右公園設立に必要の法案は第一國會に提出する

(備考)

公園を改訂する物資(鉄鋼)は価格調整公園の取扱
品目から除外する

公園方式による統制物資の充足に伴い現在実施中の
公園方式に必要の改訂を加えて重要物資の円滑な配
給を図る

公園に対する金融を復金よりの融資に限定することと
は實際上所管資金の円滑な調達に困難を来すのみ行
わず、公園に対する融資はその性質上市中銀行の融

資の計象として適當なものであるから公園に計して
復金のみならず市中銀行からの融資の途を開くもの
とする

必要者が多数ある品目へ繊維 生活必需品 鉄鋼
食糧品 油糧 飼料)については、末端配給の円滑
を図るための販賣業者を代行機関として活用する

原料から製品までの段階が複雑で手配加工方式によ
らねば資料の横流しを防止しえない物資については
公園に軍用を配給業務のみならず委託加工方式によ
る生産業務を行わせる。(繊維 食糧品 油糧 飼
料)

公園の配給業務に必要の施設については固定資産を

所有する途を認め配給業務の円滑を図る。

第二 生産用資材の統制方式の改善

- 一 統制の必要ある生産用資材については、現在の割当切符制を継続又は新に適用するが、(一)割当切符制適用の物資別表の通り(二)割当切符制の突発は各物資の特性に応じて行い、(三)割一的運用に流しぬよう改善を期する。
- 二 屑ゴム、金属屑等その他特別の懸荷を必要とする物資の懸荷行為に割当切符制を適用することには困難が伴うので、之等物資の懸荷の段階について切符制を適用せず、懸荷業者の統制によつて、懸荷配給の適正化、能率化を図る。
- 三 割当の適正を期すよう割当申請書の記載事項、割当

説明書の様式等については、各物資の特性に応じて改善する。

二 割当物資の割当を行う主務官庁の割当事務の適正を期すよう必要措置を講ずる。

- 一 経済安定本部の定める物資配給計画に基いて割当を行う主務官庁が用途別割当を決定したとき、之を経済安定本部及び物資の所管官庁に報告又は認証申請するを要する。
- 二 割当説明書の発行は各物資について主務官庁毎に一連番号を付して行うことを要する。

主務官庁が主要物資について割当を行うときは、発行する割当説明書の控を保存すると共にその寫を物資

の所管官庁に送付することとを要する。(差当り、石灰、
コークス、亜炭、鉄鋼、非鉄金属、セメント、板ガラス、
ス、ソーダ、木材について実施する。)

三 指定生産資材の割当切符制については、配給の段階
における現物の流れをつかみえす後、つて割当物資の模
流れその他の配給段階における不正を防止し得ず、需
要者の切符の現物化に困難を来す実状にあるので、必
ずに応じ販賣業者の登録制度を實施し配給段階におけ
る物資の流れを適正に規制すると共に販賣業者に対す
る逆増を嚴重に行う。

四 販賣業者の登録は、その申請があつた場合に、これ
を行うものとし、資力、信用、設備、経験その他のの

条件を勘案し、不適当と認めらる者に対しては登録を
拒否することとができるものとする。

五 販賣業者の登録は、需業者、生産者その他の者から
成る民主的に組織せられた若問委員会に依り、物資
の所管官庁に於て実施する。

六 販賣業者の登録を實施する物資については、登録を
受けた後、これに割当物資の販賣を行へないものとする。

七 販賣業者が、割当物資の入手、販賣状況その他の必
要事項を物資所管官庁に報告させることとする。

八 割当物資の配給に關して不正の行爲があり又は所定
の報告を怠つた販賣業者等については登録を取消す
こととする。

四 割当物資の小口需要者に対する切符の現物化を円滑にするため登録した販賣業者に対して販賣業者割当を行う。(非鉄金属、紙、化学工業品等)
 協定生産資材の微量需給者に対して割当切符制度をそのうち適用すること、は突状に即せぬので、この種の者の自主的に組織する団体を認定しその団体を通じて構成員がその需要を共同申請することを認め、この申請する割当については、その団体を通ずる共同割当を行いうる途を開く。
 共同申請及び共同割当を行いうる微量需要者の団体は割当を行う主務官庁において認定したものに限り、こととする。

認定すべき団体は小規模な需要者を以て成立した団体に限るものとする。
 共同申請は、団体においてこれを構成員に対して行われることとはできない。
 団体割当を行いうる団体は割当された物資を共同購入して構成員に配給しうることとする。
 共同申請を行いうる需要者別最高数量は、物資別にこれを決定する。
 五 割当制度の実施に当つては、実績主義、設備能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助長するよう改める。
 各企業の製品の原単位、原価、品質等を常に調査し

企業の能率判定の基礎とする。

④各企業の資材割当申請に当って、その手持資材量を
明瞭にするため、手持資材の有効利用を図るよう割当
を行う。

⑤割当数量の決定に当っては該企業に対する割当経
明書の遷流状況を特に重視する。

⑥企業の能率、手持資材その他の実態把握を十分に行
うために産業団体を活用し企業の実態調査に当らし
める。

昭三三、七、五

流通秩序確立方策項目

第一 統制の改善

一 公園制度の改善

- (1) 既設公園の業務活動の活況化
- (2) 公園適用範囲の拡張
- (3) 運用の改善

×天対象
VOのa
VOのb

イ 市中銀行からの融資を認める

ロ 販賣業者を代行機関に活用

ハ 固定資産の所有を認める。(?)

(4) 販賣業者不正取締を公園に監察させる

VOのc
VO

二 割当切符制の改善

(1) 割一的運用を是正する

VO

10

(2) 超過発券の是正

(3) 販賣業者の登録制又は許可制

(4) 数量需要者の団体と共同申請と共同割当を認める

(17)

(5) 割当方法の改善

イ 科学的な標準判定基準の作成

ロ 生産実績報告の改善

割当資料による生産実績の把握

ハ 手持資料の活用

ニ 割当証明書の置流状況の監視

ホ 企業の実態調査と産業団体の活用

三 リンク制の拡大

(16)

(六三三附
下カトモ)

3.1.C

10

(1) 炭鉱夫に食糧(食)及び消費物資

(2) 漁業に食糧、魚網、網

(3) 食糧輸出に肥料、農機具及び消費物資

四、輸送統制

訓令第八号の具体化と執行

五、不急不要品の製造及販賣制限

第二、潜在物資の調査処理

一、系統的又は個別的調査

二、在庫の再登録と再配分

第三、關取引撲滅対策

一、重点的取締対策

(1) 物の対象

1. 主食、副食、調味料

2. 主要生産資材

3. 主要消費資材

4. 製造販賣禁制品

5. 輸出入物資

6. P・D物資

(2) 人的対象

1. 大口ブローカー、生産者、配給機関

2. 続開関係職員の変更

3. 小賣店、隠店

(3)

(5) の 否
(1) の 否

(2) の 否
(2) の 否

2

(5)

三、第三國人

二、輸送監視及取締

三、公債表示制度の検討

四、官公吏の肅清

(1) 役得行為の禁止、敬罰

(2) 業者の贈行為の黙認に対する司法処分

の適用

(3) 府縣ブロンズ主義のたのみの例外價格

買返物資等の選任に対する司法処分

の適用

五、取締官廳と経済官廳との連絡の緊密化

六、一元取締、計画的組織的監視取締の実行

七、現物支給の統制

八、企業間の物文禁止

九、官廳公共団体の贈行為の絶対禁止

(1) 公債違反(⑤を含む)の禁止

(2) 予算支出の調査

十、供出割当の嚴格な勵行

(1) 強推の奨励

(2) 新米、新米への勵行の宣言

(3) 稼外移出確保の爲の強力措置

十一、建築統制

(1) 訓令第四号の整備

(2) 建設④の研究

(18)

(14)

3

(18)

(8)

(9)

(7)

(13)

- (3) 報告の地方分権
- (4) 建築許可証の關取締

土、行政監査と経済警察

- (1) 行政監査組織の整理整備
- (2) 経済警察とE.S.Bの機構の吸収すること

三、罰則の強化

- (1) 常習的な経済違反者には徒刑
- (2) 強制労働制の新設
- (3) 没収範囲の拡張

第四、關撲滅國民運動の展開

- 一 關取締運動に対する國民の協力確保

ニ宣傳啓蒙

備考

メモ (11)、(12) 及 (15) は食糧対策に包含

IV-④

流通秩序確立対策

(昭生二二七七七局)

一、公園制度

(1) 適用範囲

基礎的な生産資材にして級底的な統制を必要とする左
記物資については公園を設置し一手買取販賣に振り配
給を確保する。

(1) 炭鉄、普通鋼及鉄鋼二次製品(亜鉛鉄板、特殊管、
鋼索、硬鋼線)

(備考)

公園を設立する物資(鉄鋼)は價格調整公園の
取扱品目から除外する。

(2) 運用の改善

公園方式による統制物資の拡充に伴い現在実施中の
公園方式に必要な改訂を加之以て重要物資の円滑な配
給を図る。

(1) 公園に対する金融を繰金よりの融資に限定すること
は實際上所要資金の円滑な調達に困難を示すのみな
らず、公園に対する融資はその性質上市中銀行の融
資の対象として適当なものであるから公園に対して
繰金の不ならず市中銀行からの融資の途を閉くもの
とする。

(2) 需要者が多数ある品目(鉄鋼)については、水端配
給の円滑を図るため販賣業者を代行機関として活用
する。

公園の配給業務に必要な施設については固定資産を
所有する途を認め配給業務の円滑を図る。

(3) 不正配給の監察を公園に行はずことの可否

公園取扱物資の未端配給を販賣業者をして行はせる場
合には、公園をして常時販賣業者の監察を行はしめ、
公園物資の未端配給の徹底的統制を行ふ必要がある。
之と並行して監督官廳の販賣業者に対する監察を実施
する

二、割当切符制の改善

(一) 統制の必要ある生産用資材については、現在の割当
切符制を継続又は新に適用するが、割当切符制適用の

物資別表の通り、割当切符制の実施は各物資の特性
に依りて行い、副一的運用に依るものより改善を加ふる。
例肩ゴム、金属屑等その他特別の恵持を必要とする物
資の恵持行為に割当切符制を適用することによる困難
が伴うので、之等物資の恵持の段階については切符
制を適用せず、恵持業者の統制によつて、恵持配
給の適正化、能率化を図る。
(二) 割当の適正を期すよう割当申請書の記載事項、割当
證明書の様式等については、各物資の特性に依りて
改善する。
(三) 割当物資の割当を行ふ主務官廳の割当業務の適正を
期するよう必要な措置を講ずる。

① 経済安定本部の定める物資需給計画に基づいて割当を行ふ主務官廳が用途別割当を決定するときは、之を經濟安定本部及び物資の所管官廳に報告するを要する。公共事業については經濟安定本部の承認を要する。

② 割当證明書の発行は各物資について主務官廳毎に一連番号を付して行うことを要する。

主務官廳が主要物資について割当を行うときは、発行する割当證明書の控えを保存すると共にその寫へ又は割当先別一覽表を物資の所管官廳に送付することを要する。

(三) 指定生産資材の割当切符制については、配給段階

における現物の流れをつかみえず従つて割当物資の横流れその他の配給段階における不正を防止し得ず、需者の切符の現物化に困難を来す実状があるため、必要に感じ販賣業者の登録制度を實施し配給段階における物資の流れを適正に規制すると共に販賣業者に対する監督を厳重に行う。

① 販賣業者の登録は、その申請があつた場合、これを拒否するものとし、資力、信用、設備、経歴その他の条件を勘案し、不適当と認めらるる者に対しては登録を拒否することができるものとする。

② 販賣業者の登録は、需業者、生産者の業の進捗や或る民主的組織せられたり、

の所管官廳に於て実施する。

(ハ) 販賣業者の登録を實施する物資については、登録を

受けるなければ当該物資の販賣を行ふものとする。

(ニ) 販賣業者から割当物資の入手、販賣状況その他の必

要事項を物資所管官廳に報告させることとする。

(ホ) 割当物資の配給に関して不正の行為があり又は所定

の報告を怠つた販賣業者については登録を取消すこ

ととする。

(四)

割当物資の小口需要者に対する切符の現物化を円滑

にするため登録した販賣業者に対して販賣業者割当

を行ふ。へ非鉄金屬、紙、化學工業品等

指定生産資材の微量需要者に対して割当切符制度を

そのまゝ適用することは実状に即せぬので、この種の

者の自主的に組織する団体を認定しその団体を適して

構成員がその需要を共同申請することを認め、これに

対する割当については、その団体を適する共同割当を

行いうる途を明く。

(イ) 共同申請及び共同割当を行いうる微量需要者の団体

は割当を行ふ主務官廳において認定し、そのに關する

こととする。

認定すべき団体は小規模な需要者を以て成立した

団体に限るものとする。

(ロ) 共同申請は、団体においてこれを構成員に対して認

可することとすべきでない。

- (イ) 共同割当を行いうる団体は割当られた物資を共同購入して構成員に配給しうることをとする。
- (ロ) 共同申請を行いうる需要者別最高数量は、物資別により決定する。

五、現物給與とバーターの禁止

- (一) 現物給與は統制物資については之を禁止する。但し勤労者の自己消費に相当する限度においては各物資毎に基準を設けて之を認める。
- (二) 所謂物資は統制物資については全面的に禁止する。但し特例工場等より発生するグリズコ、クヌとカーバイドのバーターの如く政府の統制下において物資の需給計画に組入れ割当切符制を適用するものは之を所謂

物資と看做さず認めるものとする。

- (三) 工場の自家消費は真に当該工場において使用する数量に限定する。これによつて現物給與を認められたものは自家消費の数量の中に算入する。

六、生産確保の手段としての生産財及製留のリンク割の制度の要否

- (一) 現在の切符制の下においてはリンク割を制度化する必要は困難であるが、運用上上記の如き点を考慮し得る。
- (二) 公園取扱物資については公園への引渡実績を基準として次期の所要資材の割当を行ふ。
- (三) その他の一般切符制については、割当証明書の選定

況を重要視して次期の所要資材の割当を行ふ。

九、製造禁止とその販賣制限

重要資材の不急不要部門への流入の防止の徹底を期する
ため現行の不要物品製造販賣制限規則の適用範囲を拡張
する。

①製造禁止のみならず使用禁止をも行う。(アルミニウ

ム合金板の建築材料としての使用の如き。)

②使用禁止資材の範囲を拡張する。(アルミニウム板のみ

ならずアルミニウム圧延品の使用をも禁止する如き。)

③製造禁止品目については、不当に高級な資材品は重要

資材を使用するものは禁止する。(高級な岡磁器及び硝

子器)

④出版物の刊行は所要の紙の割当のないものについては
之を禁止する。

○ 割当方法の改善

割当制度の実施に当っては、実績主義、設備能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助長するよう改める。

(1) 各企業の製品の原単位、原価、品質等を常に調査し企業の能率判定の基礎とする。

(2) 各企業の資材割当申請に当って、その手持資材量を明瞭ならしめ、手持資材の有効利用を図るよう割当を行ふ。

(3) 割当数量の決定に当っては当該企業に対する割当説明書の還流状況を特に重視する。

(4) 企業の能率、手持資材その他の実体把握を十分に行

か適切なる割当を行う為には産業団体を活用し企業の実体調査に当らしめる。

流通秩序確立対策要綱(案)

(三三七、二、経済本)

目的

生産及び輸出を計画的に増強し、また実質賃金の充実と通して貨幣賃金の高騰を抑制し、もつて経済安定とものに
らす最も重要な因子となるものは、効果的な配給統制と
國市場の撲滅であり、これに成功するかどうか、今般
の経済緊急対策の成否を決定する。政府は、経済緊急対
策において、流通秩序確立のための方策の大綱を干した
が、この際、いままでの政策をも改めて検討し、積極消
極の両面にわたつて、凡そこの目的達成のために存否を
みとめらるるあらゆる対策を実行し、急速にその効果を

あげようとするものである。

方針

- (一) 流通秩序の混乱は、経済のあらゆる分野における不合
理の総合的な表現である。従つて、これを改善する対
策は、生産、配給、輸送、消費、則政、價格など、あ
らゆる分野から総合的に実施する。
- (二) 対策は、全國的規模の下に、中央政府、地方自治体、
實業界、労働組合、消費者団体などが一致結束
し、全國民の積極的な支持を背景として実施する。
- (三) 対策の実施にあつては、第一段階として、物價及び
家計の安定に最も重要であり、かつ最も急速顯著に改

善できるような品目に重点を集中する。
 その品目は、差当り次に掲げるものとし、これに關する対策は、概ね三十日以内に効果をあげることと目途とする。

(1) 食糧

- (1) 主食
 - (2) 野菜
 - (3) 鮮魚介
 - (4) 主要調味料及び主要加工食品
- (2) 消費財
- (1) 衣料品及びその地の主要繊維製品並びに靴その地の主要身廻品

(5) 生産資材

- (1) 石炭その他主要家庭必需品
- (2) 石油
- (3) 鉄鋼
- (4) 肥料及び農機具
- (5) 繊維資源
- (6) ゴム及び皮革
- (7) 建築用資材
- (8) 木材
- (9) セメント

(4) 第三段階として、重点主義に留意し、次第に品目を拡張するとともに、副産物の根本的改正のような長期的

の対策を講じ、概ね三ヶ月乃至六ヶ月の間は全面的に
体制をととのえる。
(五) 取締りの対象としては、大規模乃至は職業化した留業
者に重点を置き、個々の市民に不当な抑圧を加
えることのないように細心の努力を捧う。

裏面白紙

実施要領

第一 規制方法の改善

一 公団制度の改善と強化

(1) 公団の業務活動を活発ならしめるために、次のようにその運用を改善する。

(1) 公団が、一般市中金融機関の資金を活用することを認める。

(2) 公団に、その業務を円滑に実施するために必要を尿管設備、輸送手段などについては、固定資金を持つことを認める。

(3) 需要者が多数ある品目については、末端配給を円滑にするため、販売業者の一部を指定して代

行機関として活用させる。

(2) 必要ある場合には、取扱品目の生産に必要な原料や副資材を公団に一括買入水させ、公団から生産業者に配給して、生産と逸荷の確保に努めさせる。

(3) 取扱品目の生産者や配給業者が金融を受け取るに際して、公団の証明のあるものは金融機関が尊重して優先的な金融を与えるように指導する。

(4) 公団の運営を民主的にするため、生産者や需用者を主体とした委員会を設け、常に公団の業務実施に対して批判と勧告を行わせるようにする。

(5) 公団に、取扱品目の販売業者に対する監督を行わ

せるとともに、不正な販売業者の原有品に対する
強制買上権を与える。

- (4) 配給を確保するため必要を品目について、公団制
度の適用を拡大する。さき決定した食糧緊急対
策に掲げたものの外、差当り次の品目について公
団を新たに設ける。但し輸食用の工業製品は、
ては従前通貿易公団に取扱はせざるものとする。
- (1) 繊維及公織維製品
 - (2) ゴム及びゴム製品
 - (3) 皮革及び皮革製品
 - (4) 日用品
 - (5) 新たに公団を設けた品目について、従来その一手

買取販売を行っていた機関がある場合に、過度
期の混乱をさげるために必要があるときは、従
前の機関の廢権債務の中必要を部分を、公団をし
て包括的に承継させる方法を講ずる。

- (6) 配給の円滑を期するためには、財政専売の形態に
よるよりも公団に取扱はせる方が適当である品目
については、なるべくこれを公団に取扱せるとし
るとともに、国会の承認を経て、適切を二重価格制度
を遂行し、その利益を一般会計に繰入れさせる途
をみらく。

二 割当符制度の改善

(1) 割当符制度の適用に当つては、各品目の実情に

應じて具体的に考慮し、劃一的な運用をさけるものとする。この意味から、肩の義務については、

割当切符制度は適用しないことに改める。

(2) 割当切符制度の運用を適切にするため、生産業者

及び販売業者の登録制度を新設する。

(4) 通常の資格能力をそなえた者は、何人でも登録

を受けられることができるのを原則とするが、生産

業者及び消費財の販売業者については、原材料

又は取扱品目の供給量からみて、特に多量に過

ぎる場合には、政府は登録を拒むことができる。

(4) 登録を受けていない者には、生産用資材の割当を

与えず、又統制品目を取扱うことも認めない。

(4) 登録を受けた者が、不正な行為をした場合、該

者に業務を行わせない場合、及び業務成績が甚だ

しく不良で、原材料の割当がきわめて不能率を

結果となり又は取扱品目を配給することゝ適当

でないことを認められる場合には、政府は登録を取

消すことができる。

(3) 多数の小口の需要者に対しては、共同申請、共同

割当の制度を例外として認める。

(4) 割当方法を改善するため次のような方法を講ずる。

(4) 科学的な能率判定基準を作成して、これによつ

て割当量を決定する。この場合、手持資材の活

用を重視する。

四 次の割当に際しては、割当証明書の還流状況を特に重視するとともに、生産業者については、割当資材と、それによつて生産された製品の実績とを常に照合することに努める。このため、その照合に役立つような生産実績報告を確実に行わせるための制度を設ける。

三 手持資材の状況、生産の実情などを政府においてできるだけ詳細に知ることができらうように、産業団体をしつて企業の実情調査に協力させる。

二 木料品、日用品、家庭燃料等の生活物資の割当については、類別毎に総合切符制を採用する。

裏面白紙

三 リンク制度の拡大

の重要物資の生産を削減し、その公正かつ確實に出荷を促進するため、総合的リンク制を計画的に実施する。

① 差当りのリンク制度適用の重点を次のものとする。

② 採炭天に対する一定の食糧及び消費物資

③ 漁業者に対する重油、魚網、網などの漁業用資材

④ 農民の食糧供出に対する消費物資及び農機具

⑤ トラック輸送業者に対するガソリン、タイヤ

四 不急不要品の製造販賣の制限の強化

① 製造販賣の制限の外に使用の制限、禁止をも行う。

② 対象となる品目を追加する。

第二 閉取引の撲滅

一 取締の重点主義の採用

① 初め対象付、方針において述べたように、第一段階から第二段階にわたって逐次拡大していくが、

その重点は、前記掲げたものの外、次のものに集中する。

② 配給統制の対象となつてゐる生産資材及び消費資材

③ 製造、販賣、使用を制限禁止されるもの

④ 輸出入物資

⑤ 運搬軍需品に基づいて調達される物資

二 人的対象は 次のものに重点をおき、内地人も等

三 國人も平等に取締る。

一 生産者からの検統

二 大口及び職業化した販賣業者、ブローカー等

三 配給統制機関

四 前に重点品目として掲げた食糧、消費財、生産

資材及び建築資材について、たとえ少量では

あつても公然と統制に違反して販賣する小賣店

露店等

二 輸送監視による取締の強化

一 主要生産資材及び消費財については、近渡明の混

2

乱を起さず、十分に注意し、官庁又は公

團の輸送証明書がなければ輸送を受け付かず、証明

書なしで輸送したものは、発見次第、これを没収し、

違反者を処断する方法を講ずるものとし、逐次適

用品目を拡大する。

二 鉄道輸送については、更に生産地、消費地の主要

駅における取締を強化して、間ブローカーの潜入を

防止する。

三 海上輸送については、港内における積卸の際の監

査を励行するとともに、水上警察を整備して、密

航船の摘発に努める。

四 道路輸送については、生産地と消費地と結ぶ路線

の標準地点に検問所を設け、問答の旨いように取締を行なう。

三、公定価格表示の励行

の販賣店舗における公定価格表示の制度を励行させる。

の末端配給において、品質、等級をいつけり、又は

虚偽の公定価格表示をすることを防ぐため、でき

るだけ生産者の手許で、刺印又は証紙貼付などの

方法で、あらかじめ製品に公定価格を表示させる

ようにする。

四、問の出所の開卷

の企業は、統制物資であるその生産品又は生産のた

めの原材料を、従業員に現物給与することを原則

として禁止する。但し、その従業員が完全に家庭

で消費してしまふような量に限つて、積戻の慮の

ない特定の品物を、労働生産性を高めるためのり

ンク制をもつて、官庁の承認を受けて組織的

に行つ場合を例外として認める。

の企業相互間における統制物資のバーターは、全面的

に禁止し、特別の事情ある場合に限り、官庁の承

認の下に例外を認める。

の企業は、自営消費分については、右に準じて取締る。

の者は、物資を系統的組織的に運送し、任意供出又は

統制買上の方法によつて産業復興公園に一括集荷

し、適正な用途に配給する。このため、従来同様、
糶を一新する。

五、官庁、公共団体等との間行販の絶対禁止

の政府機関又はこれに準ずるものが自ら間購入を
行ふことを絶対に禁止する。これによつて事業の
縮小乃至延滞があつてもあえて忍ぶものとする。

六、予算支出の厳格な執行

の一般國民の窮状及び我が國のおかされてゐる國際的
環境にかんがみ、割当量の食糧供出は厳格に執行
させ、現在の新反、新馬鈴薯のみならず、本年
度新米についても、必要があれば強推の発動を許

す。

四、供出の勵行のためには、農民の納得する合理的な

割当を行ふに、水は行らなから、その前提とし
て、肥料その他農業用生産資材の配給量、作付面
積、地力等に応じた計画生産を行なわせ、この計
画生産量を基礎として供出割当量を定めるように
制度を根本的に改め、次の反作から適用するよ
うに、速かに立法手続を進める。その実施には、
十分民主化された組織を活用する。
各府縣毎の不均衡を是正するため、食糧の課外移
出を確保するには必要な協力措置を講ずる。

七、附建築の排除

(1) 現在の建築制限措置の不備を是を改正するとともに、その取締を勵行する。特に建築許可証の關連引け嚴重に抑止する。

(2) 建築費の高騰を抑止するため、標準設計に対する標準價格を設け、正当の理由なくして高價な建築費を要求する者に対しては、これを暴利として取締る。

(3) 附建築の摘発、防止を円滑にするため、統制の権限を地方に移讓する。

八、罰則の強化

(1) 綜合的取締によつて、事前に違反を防止すること

が間接的の正道であるが、特に常習的を違反者に対する處置を考慮し、罰金刑の選擇を許さない立法、及び保安處分としての強制労働の新設をする。併し、罰金刑の外に、沒收に關する各程の規定を活用して違反事件にかゝる物質の沒收を広汎に行

ふ。経済違反者の氏名、違反事實等を成るべく広く公表し、世人の注意の喚起に努める。

九、官公吏腐敗の肅清

(1) 官公吏の腐敗に対しては徹底的に究明し、刑事事件となるものは容赦なく告発する。
(2) 刑事事件に至らないものについても、常時行政査

察を行なつてその非違を摘発し、経済安定本部が
ら主務廳に通告して適宜の処分を行なわせる。
十、取締体制の整備

(1) 経済安定本部の中央地方の監査機構を活発に活動
させ、経済行政の監査と大口間行為の摘発に全
力を傾けさせる。

(2) 経済違反に対する取締を強化するため、経済査察
官及び経済監視官に臨検、検査の権限を附與する。

(3) 経済統制の行政方針と、経済違反に対する取締方
針とが表裏一体となるように、経済安定本部と検
察当局との連絡を緊密ならしめる。

(4) 間取引に対する全国各地の取締が、その重負や寛

嚴の度を区々ならしめることのないように、計画
的組織的に取締を実施する。

第三 階級国民運動の展開

階級国民運動は、全国民が一斉に協力して進められ
ればその成功をみることは困難である。政府は、次
の方法により、活発な国民運動が展開されることを
期す。要望し、かつ支援する。

一、職業上の団体、労働組合、文化団体等が、
相互に間の撲滅を助け合ひ、かつ監
視し、指導すること。

二、消費者が、健全な生活協同組合組織を發展させ、
團結して自から正しい配給に積極的に参加すること。

裏面白紙

一、政府は、國民が、正しい配給方法と正しい價格を常に知るべきである。中央地方のありゆる糧食とあらゆる方法とを使つて、できるだけの宣傳啓発を実施する。

具体化

本要綱に基づく更に具体的な施策として、直ちに実施すべきものは別紙の通りである。政府は、これに引続き、受給の順に應じて、逐次具体化の細目を國民に公け、すべし。

流通秩序確立対策各論進行状況 (二二二、二二二)

一 公團法改正共通事項

- (1) 産業復興公團に配給公團に貸付ける固定設備等を保有

- (2) 各配給公團に周販賣品の強制買上権付与

- (3) 各配給公團に対する政府出資金調整

右は司令部原案承認と同時に各公團法の改正案を作成する

二 新設公團法案

法案要綱立案中であるが、司令部原案承認と同時に法案の立案を進める。

- 三公團に設置すべき運営諮問委員会要領 (第一一、一二)

- 四角草集荷配給要領 (第一一、三、一〇)

- 五生産業者の登録制 (第一一、三、一二)

- 六販賣業者の登録制 (第一一、三、一三)

- 七指定生産資材の数量需要者に関する取扱要領 (第一一、三、一四)

- 八割当方法の改善に関する具体案 (第一一、三、一五)

- 九衣料切替制の要領 (第一一、三、一六)

- 一〇衣料切替制の具体案 (第一一、三、一七)

- 一一不急不要品の製造販賣の制限 (第一一、三、一八)

- 一二官庁、公天団体等の開行條の絶対禁止に関する通牒 (第一一、三、一九)

- 一三官庁、公天団体等の開行條の絶対禁止に関する通牒 (第一一、三、二〇)

- 一四輸送証明制 (第一一、三、二一)

- 一五公定価格表不の履行 (第一一、三、二二)

- 一六収収に関する規定の改正 (第一一、三、二三)

- 一七建築制限の改善 (第一一、三、二四)

- 一八建築制限に関する標準設計と標準価格 (第一一、三、二五)

- 一九経済警察官、経済監視官に格付、検査権の付与 (第一一、三、二六)

- 二〇中央地方調査委員会設置要領 (第一一、三、二七)

- 二一印紙券の中止完成

22
722
31C

30 22-1 IV-④

目的

流通秩序確立対策要綱

(昭三、七、二九 閣議決定)

生産及び輸出を計画的に増進し、また実質賃金の充実に通じて貨幣資金の高騰を抑制し、もつて経済安定をもたらす最も重要な因子となるものは、効果的な配給統制と闇市場の撲滅であり、これに成功するかどうかは、今後の経済緊急対策の成否を決定する。政府は、経済緊急対策において、流通秩序確立のための方策の大纲を示したが、このいままでの政策をも改めて検討を積極消極の両面にわたって、凡そこの目的の達成のためには有数とみとめられるあらゆる対策を執行し、迅速にその効果をあげようとするものである。

方針

- (一) 流通秩序の混乱は、経済のあらゆる分野における不合理の総合的な表現である。従つて、これを改善する対策は、生産、配給、輸送、消費、財政、價格などあらゆる分野から総合的に実施する。
- (二) 対策は、全国的規模の下に、中央政府、地方自治体、警察、農業、労働組合、消費者団体などが一致結束し、全國民の積極的な支援を背景として実施する。
- (三) 対策の実施にあつては、第一段階として、物價及び配給の安定に最も重要なものあり、かつ最も急速顯著に改善できるような項目に重点を集中するものとし、特に下記の項目に関する緊急対策は、概ね三十日以内の効果をあげることを目途とするが、制度の改正のようには多少時日を要する施策や、その他の重要物資に対する対策も、第

10-2 39

二段階として、概ね三ヶ月乃至六ヶ月の間、効果をあげるように作
制をととのえる。

(1) 食糧

- ① 主食
 - ② 蔬菜
 - ③ 鮮魚介
 - ④ 主要調味料及び主要加工食品
- (2) 消費材
- ① 家庭用燃料
 - ② 衣料品、靴及び地下足袋
 - ③ 行政その他の主要家庭必需品

(3) 生産資材

- ① 巨炭
- ② 鉄鋼
- ③ 肥料及び農機具
- ④ 繊維資源
- ⑤ ゴム及び皮革
- ⑥ 建築用資材
- ⑦ 木材
- ⑧ セメント

④ 取締りの対象としては、大規模乃至は常習的な闇業者を最大の重
点とする。

(五) 流通秩序確立のための統制方式は、あくまで当面の窮乏経済を切り抜けるために必要な限度において採用するものであつて、これをもつて恒久的な制度とするものではないことは勿論である。

実態要領

第一 統制方法の改善

一 公園制度の改善と強化

(1) 公園の業務活動を活発ならしめるために、次のようにその運用を改善する。

(1) 公園の遊博資金の調整を円滑にするために、融資制度の運用に際して、復興金融債の市中消化を積極的に促進する。

うな方法を講ずる。

(2) 公園は、一時的な形においてのみ国定設備を借用すること、を許さず、自からその所有権を取得することはできないことを原則とする。然し、尿管設備、輸送設備など業務遂行にどうしても必要なもの、一時的な形では利用できないという場合には、夫々の公園の主務官廳が自からこれらの国定設備を取得して、これを公園に利用させることができる。

(3) 需要者が多数ある面について、配給業務を円滑にするため、販売業者の一部に特別の許可を與えて、公園の代行販売人として活動させる。

(4) 配給配給の円滑にするために、中小企業や消費者の組織す

る法令によつて認められた協同組合を、販賣業者とやらんで
活用する。

(ホ) 公園の取扱品目の生産遂行に必要な副資材で、その取得の
ために他の方法がない場合には、公園は、経済安定本部の承
認を受け、これらの副資材の確保について生産業者を援助
する方法をとることが出来る。

(2) 公園の運営を民主的にするため、各公園が、代表的な生産業
者、消費者及び専門家を招請し、その業務実施に関する助言や
簡報や、批判をきくようにする。

(3) 公園にも、取扱品目の販賣業者に対する監督を行わせると
して、必要な販賣業者の保有品に対する預り買上の責任を負わ
せる。

せる。

(4) 販賣した販賣品を必要とする基盤的な生産資材、重要生活
物資及び主要食糧については公園を増設する。次の品目につ
いては、直ちに公園を設ける。

- (イ) 食糧
- (ロ) 油
- (ハ) 肉
- (ニ) 酒
- (ホ) 塩

(5) 公園の業務運営に対する監督の適切を期するため必要か
るときは、主務大臣はその監督権の一部を地方行政官廳に委譲
することが出来るようにする。

二、公園以外の政府配給機関

公園以外の政府配給機関の運営についてその民主化及び改善をはかる。

三、割当切符制度の改善

(1) 割当切符制度の適用に当つては、各品目の実情に応じて具体的に考慮し、劃一的な運用をさけるものとする。この意味が、農林水産物、屑などの蒐荷については、割当切符制度は適用しないことに改める。

(2) 割当切符制度の実施を円滑にするため、指定生産資材についても、指定配給物資と同様に、生産業者及び販賣業者の登録制度を新設し、その両者について、つぎのような運用をする。

(1) 経済安定本部が定める審査基準に合致する資格、能力を有する者は、誰でも登録を受けることができるのを原則とするが生産業者及び消費財の販賣業者については、原材料又は取扱品目の供給からみて、特に多量に過ぎる場合には、政府は、一定の基準に従い、登録を拒むことができる。

また消費財の販賣業者については、購入者の選抜によつて登録する途を断ぐ。

(2) 登録を受けたい者は生産用資材の割当を興えず、又割当品目と取扱うことも認めない。

(3) 登録を受けた者が、不正な行為をした場合、該業に業務を行わない場合は業務成績が甚だしく不良で、原材料の割当

がきわめて不能率の結果となり又は取扱品目を配給すること
が適當でないこと認められる場合には、政府は、一定の基準に
従い、登録を取消すことができる。

(3) 多数の小口の需要者に対しては、共同申請、共同割当の制度
を例外として認める。但し、この場合、この措置によつて、取引
を制限するような協定が行はれたり、割当が不当に行はれたり
するような弊を生ぜしめまいよう留意する。

(4) 割当方法を改善するための次のような方法を講ずる。
① 科学的な基準制定基準を作成して、これを割当量決定の基
礎資料とする。この場合、手持資料の活用を重視する。

(5) 次期の割当に際しては、割当証明書の出発状況を特に考慮
に入れるとともに、生産業者については、割当資料と、それ
によつて生産された製品の実績とを併記統合することにより努め
る。このため、その照合に役立つような生産実績報告を産
品に行なわせるための制度を設けるとともに生産や出荷を確実
に行なわねい場合には、次期の割当を停止又は削減するなど
の措置を講ずる。

(6) 手持資料の状況、生産の実情など割当の基礎資料を政府が
できる限り詳細に知るに努むべきである。適当な産業団体
等に政府に対して協力させる。

(7) 主要食糧の総合割当制を改善するとともに、衣料品につい
ては、総合割当制を決定するほか、日用品、家庭燃料等の

生活物資の割当にさいとも、新米は、類別毎に総合割当制を、
採用するよう研究する。

(ホ) 酒造用米、味噌、醤油、大豆など、指定配給物資と原材料
として割当てる場合には、指定生産資材の割当に準ずる方法
を酌味する。

四 リンク制度の計画化

(ウ) 重要物資の生産を削減し、その公正かつ確実な出荷、輸送を
促進するため、総合的なリンク制を計画的に実施する。この尺
ゆ、生活物資の総合的配給を策定する。

(ロ) 差当りのリンク制度適用の重点を次のものとする。

(イ) 米内米に対する一定の食糧及びその他の消費物資

(ロ) 漁業自給に対する魚油、魚網、網などの漁業用資材及び食糧

(ハ) 国民の食糧の生産及び供出に対する消費物資及び肥料など

(ニ) 重要物資のトラック輸送に対するガソリン、タイヤ

五 不急不要品の製造販賣の制限の強化

(イ) 製造販賣の制限の外に使用の制限、禁止を也行う。

(ロ) 対象となる品目を追加する。

(ハ) 仕掛り品その他現在品の制度で取締りのできない不備の点を改
正する。

第二 割取引の撲滅

一 取締の重点を次の採用

(1) 物的対象は、方針において述べたように、第一段階から第二段階にわたつて逐次拡大していくが、その重点は、前に掲げたものの外、次のものに集中する。

(1) 配給統制の対象となつてゐる生産資材及び消費材

(2) 製造、販賣、使用を禁止されてゐるもの

(3) 輸出入物資

(4) 進駐軍需要に基づいて調達される物資

(2) 人的対象は、次のものに重点をおき、内地人も第三國人も平等に取締る。

(1) 生産者からの横流し

(2) 大口及び職業化した販賣業者、ブローカー等

(3) 配給統制機関

(4) 前記重点項目として掲げた食糧、消費材、生産資材及び建築資材については、たとへ少量ではあつても公然と統制に違反して販賣する小賣店、露店等

二、官廳、公共団体等の間接的の絶対禁止

(1) 政府機関又はこれに準ずるもの、自から購入をし、又は賣材の相價格を基礎とした工事請負契約をすることとを絶対禁止する。

これによつて事業の縮小乃至停業が生ずることがあつてもあえて忍ぶものとする。

(2) 予算支出の監査を厳重に行なう。

三、輸送の統制と取締の強化

- (1) 主要生産資材及び消費財については、過渡期の混乱を避けるに
よって十分注意しつつ、鉄道、汽船、機関車及び政府専用線たる
トラック輸送については輸送証明制度による統制を実施するもの
とし、官廳又は公團の発行した正式の輸送証明書がなければ輸送
を交付せず、輸送証明書なしで輸送したものは発見次第を嚴
重に処断する方法を講ずる。なお同一所管内のトラック輸送につ
いては、荷主、荷受人、貨物の明細などを明記した貨物輸送票
を必ず携帯せしめ輸送の内容を確かむことができようとする。
- (2) 鉄道輸送については、更に生産地、消費地の主要駅における収
締を強化して増産ブローカーの活動を妨げる。

- (3) 水上輸送については、港内における積荷の陸揚検査を厳格に
するとともに、水上保安機関を整備して密航船の摘発に努める。
- (4) 道路輸送については、生産地と消費地を結ぶ路線の重要地点に検
査所を設け、周隙のないように取締を行なう。
- (5) 旅客列車内又は検問所において行方不明取締りに当たっては、不当
に國民の人格を傷つけるような行さすぎのないよう注意させる。

四、公定價格表示の勵行

- (1) 販賣店舗における公定價格表示の制度を勵行させる。
- (2) 示端配給において、品質、等級をいっはり、又は虛偽の公定價
格表示をすることを防ぐため、できるだけ生産者の手許で、印刷
又は証紙貼付などの方法であらかじめ製造に公定價格を表示させ

るようにする。

五、關の出所の開塞

- (1) 企業が強制物資であるその生産品又は生産のための原材料を従業員に現物給与することは、特等の場合と認められる特殊な場合の外は、絶対に禁止する。
- (2) 企業相互間における強制物資のバーターは、特別の事情ある場合の外は、全面的に禁止する。
- (3) 企業の家消費分について同一標準にて取締る。
- (4) 潜在物資を系統的組織的に追究し、任意供出又は強制買上の方
法によつて産業復興公園に一括集荷し、適正な用途に配給する。
このため、従来の機構を一新する。

六、処罰の強化

- (1) 總合的取締によつて、事前に違反を防止することから罰減の正道であるが、特に常習的な違反者に対しては、嚴罰をもつてこれを
懲らさる。
- (2) 没収に関する各種の規定を改正して違反事件にかゝる物資の没
収を迅速に行なう。

第七、罰則の排除

- (1) 現在の建築制限措置の不備な点を改正するとともに、その取締を
勵行する。
- (2) 建築費の高騰を抑止するため、標準設計に対する標準價格を改り

正当の理由なくして高價な建築費を要求する者に対しては、これを
暴利として取締る。

第四、取締体制の整備

(1) 経済安定本部の中央地方の監査機構を治済に活動させ、経済行政
の監査に全力を傾けさせる。特に官公吏の腐敗に対しては徹底的に
究明し、刑事事件となるものは容赦なく告発し、刑事事件に至らな
いものでも、経済安定本部から主務課に通告して監査の処分を折念
にさせる。

(2) 経済監察官及び経済監視官に、行政警察上の職務、検査の権限を
附與する。

(3) 経済統制の行政方針と、経済違反に対する取締方針とが表裏一体
となつように、経済安定本部と検査当局と連絡を緊密ならしめる。

(4) 強取引に対する全国各地の取締が、その重点や寛嚴の度などな
らしめることのないよう、計画的組織的に取締る。

第五、國民運動の展開

一、統制秩序の確立は、全國民が一斉に協力して立ち上らなければな
らぬ。政府は、次の方法により、若衆層
國民運動が展開されることを期待し、要望しかつ支援する。

(1) まじめな産業人の団体、労働組合、農民組合、文化団体等が中
核となつて、相互に團の撲滅を助け合ひかつ監視し合うこと。

(2) 消費者が、健全な生活協同組合組織を推進させ、團結して、國家の統制秩序の下に、自から正しい配給に積極的に参加すること。
二、政府は、國民が、正しい配給方法と正しい價格を常に知ることができるように、中央地方のあらゆる機關とあらゆる方法を使得つてできるための宣傳啓蒙を実施する。

裏面白紙

木材の流通秩序の刷新に関する件（案）

（昭和二三・八・二）
（経済安定本部生産局）

流通秩序の確立に關し閣議決定に基づき木材の流通秩序の刷新については左記要領により即時実施する。

記

- 一 需要者割当証明書の有効範囲に關する制限を廢止する。
- 二 前号措置と同時に消費都市に於ける木材販売業者の生産と需要を仲介する需給調整機関としての機能を復活強化する爲めに販売業者割当証明書は縣外集荷に關しては前四半期又は前々四半期に於ける販売業者の需要者割当証明書に對する販売実績により販売業者所在の農林省資材調整事務所長が發行するものとしその有効範囲は証明書記載の都道府縣とする。

府縣とする。

但し現在の生産状況及都市に於けるストックの充實を図る爲め四〇〇万石を目途として販売業者割当証明書を即時に發行する。

- 三 穀汎れ、簡取引きを制圧する爲めに木材業、製材業の許可を嚴重にすると共に既存許可業者に對しては一定期間に於ける生産実績又は各割当証明書に對し一定数量以下実績者に對しては木材業、製材業の許可を取消すこともある。

- 四 家庭小口需要に對する一口〇五石の制限を廢し素材換算五石以下の微量需要者に對しては銀切符により一定の販売業者より購入し得ることとする。

- 五 都道府縣に於ける木材生産の实情と需要及集荷の不均衡を是正する

爲め農林省資材調整事務所長は經濟安定本部の指示に基き地方の實情に應じ需要者割当證明書を發行することを出来る。但し右の證明書は當該都道府縣内に於てのみ有効にして其の他の各割当證明に対し優先しない。

六、都道府縣外移出の木材に関する都道府縣林業会の認証は之を廃止して次の如くにする。

農林省は毎四半期毎に各主務官廳の需要計畫に依り都道府縣別に縣内消費の割当を地方廳、農林省資材調整事務所長にする。各割当證明による縣外移出については當該都道府縣の農林省資材調整事務所長の輸送證明により実施する。此の場合、縣外移出はその縣の供給量より縣内消費を差引いたものとす。

七、家族小口需要を廃止して其の他小口需要とし第四号庶切符需要以上の家庭小口需要及主務官廳の不明なる小口需要に対し農林省資材調整事務所長が需要者割当證明書を發行する。

八、需要者割当證明書の有効期間は翌々四半期未迄とする。

九、各割当證明書は發行せられた日より十五日以内に發行地又は現物化せしとする。都道府縣の農林省資材調整事務所に希望の購入地、購入時期、購入する木材の樹材種、規格を届出するを要する。

一〇、農林省資材調整事務所長は前号の届出に対し所要の手配をなすこと。

セメントの生産及流通秩序確立に関する対策

(北字やニ課)

セメントの生産に關しは品質、規格、石炭消費量等に付
き問題點の多し又之が流通に付ても製造業者、販賣業者及
消費者の各面に於て横流し等間行爲の絶滅、切符制の円滑
なる運営確保を要請せらるるので左記要領に依り生産及
流通秩序確立を期するものとする。

一セメント製造業者をしてセメントの品質、規格、石炭消
費量等に付一層の戒心と責任感を持たしめる。

現在生産されてゐるプラスチック、其他代用セメント、ポル
トランドセメント、グリーンカーを含まないものに付ては
之を指定生産資材たるセメントと嚴別する爲、之が登録

ポルトランドセメント、グリーンカーを含まない旨を
標示せしめる。

二セメント製造業者に対するセメントの生産及出荷状況に
關する査察を強化する。

三セメントの販賣業者中差し當り卸賣業者に付ては登録制
を實施し、販賣責任をブローカー等に依る流通擾乱の原因
を除去せしめる。

四販賣業者をしてセメントの販賣契約、状況及び荷扱状況
を毎月報告せしめることとし、必要に應じ隨時其の突情を
査察するものとする。

五工場駐在員制度を設け生産配給に關し監査の任に當しめ
る。

駐在員の設置及運用等類は概ね左に依るものとする
 (1) 駐在員はセメントの品質、規格、生産、出荷及在庫数
 等、石炭消費量等に付常時監査すると共に各種報告の
 実施其他生産及出荷に關し必要なる事項の調査及運送
 等に當るものとする。

(2) 駐在員はセメント製造工場に各一人宛之を配置する。

(3) 駐在員はセメント製造会社の職員中より之を選出せし
 出さぬたる会社以外の他の会社の工場に配置するもの
 とする。

(4) 駐在員は地方商工局の嘱託とする。

(5) 駐在員には駐在員たるの証票を携行せしめる。

六輸送証明制度を別途決定せられたる所により実施輸送の

面よりする流通秩序確立を期する。

七土運業者其他需業者に於けるセメント受入消費状況を嚴
 密に監視し需業者の面よりの横流れ、闇行爲發生の余地
 を察せしめる。

流通秩序確立対策の具体化について

（一）経安本、企）
 いうまでもなく、現内閣成立当時の日本の状況は、主として生産は停滞乃至縮小再生産に陥り、原材料資材の在庫も次第に涸渇し、物資と資金の悪循環をおしてインフレーションは月々に昂進し、経済、ひいては社会の秩序もまことに崩壊せんとする寸前にあつた。そして、その原因の最大のものの一つが、基礎的な生産資材や、食糧その他の主要生活用品の配給と価格に広汎に及ぶことによる闇の横行にあつた。

この闇を撲滅し、資金と物價とを安定させることこそ、凡ての施策の前提となるべきものであり、そのために必要を

統制は果敢に強化してゆかねばならぬといふことは、國內における識者の一致した意見であつた。なほ、対日理事会における討論においても、この政策を断行する政府の決意が要請され、また、去る三月十三日附のマツカサ一少元帥の書簡は、一点の疑義をも許さぬ明確さをもつて、このことゝ必要な所以を指摘せられたのである。現内閣が、組閣のその日から連日策案に没頭し、貴司令部の全幅の支持を受けて、去る六月十一日國民に発表した経済緊急対策のなかで、流通秩序の確立を以て経済危機打開諸方策の要であるとして述べたのも、全くこのよ様な見解に基いたからに外ならないのである。

緊急対策の実施につき、貴司令部が常に好意ある支援と助

3, 1, 0 55

言を與えられつゝ、あることについては、我々は深甚の謝意を
と表している。

殊に流通秩序の確立については、七月九日附付の非公
覚書で、詳細な具体的措置に及ぶ広汎な示唆を與えられた。
その中には、「必要を配給公團を新設すること」も有効か
つ必要な方法の一であることが勧告されたい。我々は、
この覚書の精神にそいつゝ、既往の経験をも十分に検討し、
最も實際的かつ必要と思われ具体案の要綱を立案し、貴
司令部関係官とも屢々連絡協議を行ない、貴方の了承と支
持のもとに、去る七月二十八日の閣議で最後案を決定し、
これを國民に公表するとともに、直ちにその更に細部に由
たる具体化措置の決定に努力を進めたのであった。

ところが、この段階に至つて、我々は夢想だにしなかつた
障礙に逢着するに至つたのである。その日、細部の措置を
貴司令部関係官と行合せる過程において、その具体的措置
のよしあしではなく、既に承認を受けてある根本の方針を
ものが認めがたいからという理由で、ほとんどすべりか
案件が留保され或いは否認されるという運命に陥つたので
ある。その最大のもの、公團新設の原則的な否認であり、
その地主業者、配給業者の登録制度、小口需要者の共同
貯蓄共同割当、産業団体の企業実情調査などの事項も否認
された。我々は、できるだけの忍耐を以て、今日までくり
かえし、我々の見解を詳細説明し来つたし、貴司令部関
係官の意見に対しても十分の理解と検討とを行つてきた。

もりであり、こゝに改めて詳細な事務的説明を繰返すつもりはないが、今日において、なお、我々は、従来、我々の主張を全面的に撤回することを余儀なくさせる十分の理由を発見できないし、日本経済の現状は、一月も早く既定の方針による施策の実行を要求してやると考えるので、こゝに特に問題となつてゐる公團制度をとりあげ、議論の焦点をなしてゐる諸点について我々の考えているところを率直に申し述べ、当官の大局的な御判断を仰ぎたいと存するるのである。

(一) 公團制度は、戦時中の最も非民主的な機関であつた統制会や統制会社の再現となるという点が、我々の知りえた反対理由の最大のものの一つであるようであるが、こ

れについては、我々は次のような見解を持つてゐる。

(1) 配給公團が、取扱物資の一手買取、一手販売を行なうという機能そのものは、たしかに統制会社と同一である。しかし、それは自づから割当する権限をもたず、また生産業者をも配給業者をも権威的に統制する機能を持たない点において、統制会社とは全く異つた機能を與えられてゐる。

(2) 一手買取、一手販売を行なう機関を政府が作つて、それによつて配給を統制するということは、それ自体としては全く技術的な問題であつて、その技術としてのよしあしは、日本経済の現状が、かゝる技術的手段を必要とするかどうかによつてきめられるべき性質の

ものである。この点については、後に述べよう。かかる技術的手段を採用した場合、それが戦時下の統制会社の復活となるかどうかという点は、専らその機関の組織と運営方法によつてきまらるのであつて、かかる技術的手段の採用自体によつてきまつてしまふものではない。

(3) 我々が新たに創設せんとし、また既に設置してある配給公団制度は、次のような考慮が「責司令部」の示唆、勧告及び承認に基いて、拂われてゐるのであつて、十分に産業の民主的運営を確保できるものと考えられており、また政府としても、独占禁止法に示されてゐる精神にそつて、必要な場合には更に改善を加ふるこ

とに何等の異議を持つて居らず、これによつて統制会社を復活せしめようとする意思あるかの如く解せられることは、誠に迷惑に感じている。

(イ) 公団は政府機関であり、その職員は政府職員であつて何等産業界においてありうべき独占的利益を代表し又は助長する余地はないこと

(ロ) 公団の設立、組織、運営、存続期間等は責司令部の指令によるもの以外は、すべて國會によつて決定されること。

(ハ) 公団は、当面の経済危機乗り切りのための必要のみを基いて設置されるものであり、従つてその存続期限は、経済安定本部と同じ短期間に制限されてゐる

こと、この性格を明かにするためには業務実施上の不便を忍んでも、公田には固定資産を所有せしめないうことになつてゐること。

(二) 公田は、自から割当、生産統制等の権限をもつものではなく、かゝる統制権能は別個の行政系統に掌せられ、公田自身は、それから発せられる割当に従つて、單に一手買取、一手販売を行うにすぎないこと。

(三) 公田は、民間資金を利用することを禁ぜられ、また民間金融に介入することも禁ぜられ、産業界と必要以上に接触することをさけるようにしてあること。
(四) かゝる公田制度を設けても、内閣の更迭によつてそ

の運営方針が変更される虞れがあるといわれているようであるが、公田は、国会と國民との監督のもとに活動するのであつて、政府の更迭によつても、その性格の根本に何等の変更をも生ぜしめないと考ふる。

(三) 更に根本的な反対理由の一つとして、現在の統制には、割当切符制だけで十分であり、公団のような一手買取販売様因は必要でないということがあるが、あきらめておられるように書いてある。この点については、既に再三説明してあるのであるが、我々の見解を要約すれば次の通りである。

(四) 基本的な統制手段として、消費割当制度、及びこれに關聯する、割当切符の発行、切符の還流に相應して物資が流れることによる間接的な配給統制、という一連の手段が、多くの物資について有效であり、政府の干渉をできるだけ経済的に制限し、自主的な産業活動を助長する上からいつても、

できるだけこの方法で統制を実施したいという方針には我々も何等異るところはない。しかし、この方法による統制は、次のような幾多の問題を伴っている。

(一) 割当制によつては、物の流通そのものは間接的にしか統制できない。従つて、例えはリンク物資の適時の配給、災害用の特配というような操作や、多数國民に平等に配給しなげればならぬ複雑な配給操作は、自信を以て期待することはできない。

(二) 割当切符制だけでは、流通過程に隨^アローカ^カルが介入してくることを有効に防止できない。

(3) (イ) 配給業者の手許在庫が豊富であり、又輸送力
 が、いかなる地からいかなる地への輸送も即時
 に引受けらるる程の余裕をもっているという条
 件がないかぎり、物資などの消費者にも円滑に
 流れるということとは期待できない。わが國の窮
 乏した現状では、地域的偏在や、時間的の仰ぶ
 はどうしても一部さげえをいであらう。特に経
 済的に力の弱い中小企業その他の消費者は、常
 にかゝる場合の犠牲者となるであらう。

(2) 割当切符制度の改善とその勵行については、從
 来の努力の足りない町は眞剣に検討してゆくつも
 りである。しかしその制度自体が本質的に持つて

いる制約は当然予見せらるるところであるし、また
 支那事変以後の我が國の経済統制がはじめは割当
 切符制でスタートしたものが、どうしても不十分
 なために統制会社制度に移行したという経緯によ
 つても、すでに十分に証明されている。

そこで我々は、基礎的な生産資材や、主要生活用
 品で、どうしても國家が責任をもつて配給を確保
 しなければ、経済の秩序ある運行と、社会秩序の
 維持が不可能だという特に徹底した統制を必要と
 するものについては、公團制度を拡張しをけ水は
 をらぬと信じているのである。

(3) 割当切符制は実行容易であるに反し、公團制度

は複雑である。だから前者を完全にやれまいのに
後者をやるのは逆だという議論もあるようである。
が、統制技術という観点では、むしろその反対だ
と我々は考える。唯國家の干渉の度が高いから、
できるだけ最少必要の限度に制限したいと考える
だけである。いわんや割当切符制だけや、複雑な
取引について一々統制を勵行しようとするれば、結
局必要以上に多数の警察官と罪人と刑務所を作る
結果となり、いづれが果して自由にして民主的を
國民生活を齎らすものであるか、疑問なきをえな
いのである。

(三) その他の反対理由として、次に述べるようないくつ

外のものも挙げられていゝが、いづれも未精約で、特
に公団制度そのものの可否を決定するものではな
い。財政の点から、公団出資金が乏しいといふこと、

これは、現実に民間資金として動いているものが
財政資金に振りかわるだけのことであるから、小
りに過渡期に財政赤字となつたとしても、國民経
済的には十分カバーできる。

(四) 公団の増設により官吏の不正事件が増加すると
いふこと。これは巷間誇大に宣傳されているが、
かりに極く一部にかゝることがあつても、公団設
置により防止できる層にくらべれば遙かに少ない
ものであり、また公団職員や政府官吏の不正は

業界の層行爲に比して格段に取締りが容易である。
c (3) 國会の一部や産業界の一部に反対があるという
こと。この反対意見は我々も常に耳にするが、い
つれも公団制度の実施により不正利得の機会を失
う業者の利益を巧妙にカモフラージして代弁して
いるというのが大部分の実相であり、真面目な産
業人や、特に中小業者は決して反対でないばかり
でなく、むしろ積極的に公団の出現を希望して
いる。

d (4) 一部の官吏が、自己の将来の就職の場を作るた
めに、公団を積極的に主張しているということ。
これに至つては全く反対せんがための反対であつ

て、かゝる疑問があるならば、必要を就職制限規
定を設けても何等差支ない。

以上公団制度について、我々の見解を要約してのべた。
他の問題についても、これと同様の説明を十分用意してい
るが、これは別の機会にゆづりたい。いつれにせよ、我々
は、終末我々の耳にした反対理由について検討してみても
或々の見解、及びこれを承認し支持した嘗ての貴司令部の
見解を改めなければならぬ何等の合理的な理由も発見でき
ない。我々は、貴司令部の承認をうけて國民に発表した流
通秩序確立対策が、我々の納得しえない理由によつて、全面
的にくつがえらることとなるならば、單に國民に対して虚偽
を約束した結果となつて政府の立場を著しく困難なものに

するばかりでなく、今後の経済危機打開に於いては、要
の対策が骨抜きになつたことによつて、全く施策の效果
に対する自信と責任とを喪失せざるをえないのである。
更に、かかる事情によつて今回の提案が拒否された場合
には、既存の公団そのものについてすらこれを軽視する
風潮を生じ、現在以上に事態は悪化することとなるであ
らう。我々は、マツカトサ一元帥から与えられた書簡と
日本経済が要求する有効な統制実施の責任と、これに対
する最近の貴司令部関係官の異議との間に立つて、その
去就に迷うものである。願くは、貴官の聰明と、大局的
判断とによつて、我々が自信と責任とを以て進みうる途
を指示されたいと存する次第である。

企業における統制物資の現物給與、自家消費及び
パータ一の禁止等に關する措置要綱（案）

三三、九、九
生活物資局

流通秩序確立対策要綱に基き、統制物資の出所を閉塞する
ため、統制物資につき、企業の行う従業員に対する現
物給與、自家消費、パータ一等については、生産計画数
量の完遂を因り超過増産を利戟するため必要なる特別の場
合を除く外これを嚴重に禁止するものとし、下記の措置を
とる。

一 企業が、統制物資であるその生産品又は生産のため
の原材料を従業員に現物給與することは、二に掲げた

7

65
10.21

場合において之に掲げる條件に該当するときを除きこ
れを禁止し違反者に対しては、現行法規の適用を嚴格
に行ふと共に速かに必要なる法規の制定又は改正を行
う。

(一) 企業において技術の改善、原料の使用管理の改
善等により、中央割当量が定めらるる。

当該企業について一般的又は特別的な製品單位当
りの原料割当基準量（製品單位基準量）より少い原
材料で留貨及び規格に適合する生産品を製造した場
合であつて割当量が企業ごとにこれを確認して許可
した数量の範囲内において行うとき。

(二) 割当量が、企業について一般的又は特別的に一定

期間内における合理的生産計画数量を定め、当該期
間の生産量が若しくは生産計画数量を超え且つその後
における生産計画の達成に支障がないと認められた場合
において生産計画数量を超へた生産数量中割当量が許
可した数量の範囲内において行うとき。

(三) 経済安定本部總裁の承認を受けて中央割当量が定
める重要物資について、特に緊急生産を要する場合
において労働の生産性を高め、生産計画の完遂を因
るため、中央割当量が経済安定本部總裁の承認を及
けて許可したとき。

(四) 経済安定本部總裁の定めたる配当計画に従ひ配給に
関し制限ある主務種が、企業の従業員に対しその企

業の生産物を特別に配当した場合

(五) 企業の経理状況が、現物給與を必要とする認められること

三 (一) 割当額に現物給與の数量をつぎの基準により許可

しなければならぬ

(イ) 従業員一人当りの現物給與数量は、その従業員

又はその家族の完全消費となり横流しをしないこと

認められる数量の範囲内

(ロ) 同種の従業員に対して一般的に配当せられる基準

数量に相当する数量の範囲内

(ハ) 従業員の増減意欲を昂揚し原料の浪費を防止

し生産品の減失又は紛失を免からしめる効果がある

ると認められること

(二) 企業は、割当額の定めるところに従い、現物給與

許可証の交付を受け且つ現物給與の状況を明かにし

た帳簿を常時の工場事業場に備え置き随時監本を受

けることができるようにする

(三) 現物給與許可証の有効期間は三ヶ月を超えらること

がでない

四 企業が行う統制物資の自家消費についても一乃至三

に準じて取扱う

五 右措置に伴い、割当額は、左の措置を講ずる

(イ) 主要な原材料及び生産品について、速かにできる

だけなくその原單位基準を定める

- (一) 原料の割当に際しその用途指定を行う。
- (二) 原料の割当に當つては、企業ごとの生産計画と合理的に對てこれを明かにする。
- (三) 企業の生産品の生産数量及在庫数量及び原料の生産数量及び消費数量等企業の生産の状況を把握することに努め、必要な報告を徴し、調査をなし、又必要に応じて、蓄積の備え付けをなさしめる。
- (四) 統制物資の販売業者は、配給割当公文書により自己が消費するため割当てられた数量以外にその取換う統制物資を使用、消費又は貸與することができないこととする。

七 他の企業の生産品である統制物資を現物給與すること

- 八 とは絶対に禁止しその取締を徹底する。
企業が自らの生産物を自家消費しうるのは、政府が割当する場合その範囲内でこれを行うものとし、政府割当以上の消費は絶対に禁止する。
- 九 企業間において統制物資をバーターすることは全面的に絶対にこれを禁止し事実上バーターとなることも生産上の必要のため政府が割当する場合の外は絶対にこれを禁止しその取締を強化する。
- 十 右の措置に内附して左の措置を併わせ講ずる。
(一) 統制物資の性質上企業が現物給與又は自家消費に使用し得ないものと生産してゐる場合については、特に経済再建上必要なものに限り且つ生産計画の違

成又は超過増産のため必要な場合において従業員に
対する別途報償物資のリンク配給をできるだけ拡大
優化する等の措置を講ずる。

(二)

最終消費者個人間における消費戦のパーターは、
できるだけこれを抑制し公益的な交換施設設置の普
及利用を図る。

5

リンク制の拡大及び計画化に関する
措置要綱

閣議決定

流通秩序確立対策要綱に基く、重要物資の生産を刺激し
その公正な出荷、輸送を促進するためのリンク制の拡大は
指定配給物資及び指定生産資材の総合的な需給計画に従い
労務用物資の割当及び配給に関する基本方策及び基本計画
に即し概ねつきつきの要領によりておこなうだけ総合的且つ計画的
にこれを進行す。

46

一 リンク物資及びリンク物資の配当を受ける者の範囲
(一) リンク物資の種類は、リンク物資の配当を受ける者が
が作業及び生活上必要とする指定配給物資及び指定生産

産資材中からリンク制の目的達成上効果があると認め
られるものにつき、食糧、作業用品、生産資材、嗜好
品又はその他の物資の中から選定し、且つ必要ある程
度に止める。

(二) リンク制の適用は、産業の復興及び民生の安定上最
も重要且つ基礎的なる産業であつて生産、供出、輸送に
ついで国家計画の樹てられたるものに従事する者につ
いて、これを進行することとし、差支りつかぬ者につき重
点を置いて速かに実施する。

(三) 米、麦、いも類、雑穀の供出をする生産者につき
作業用品、生産資材、嗜好品など
(四) 炭鉱における坑内夫、坑外夫及びその家族につき

嗜好品 作業用品 食糧など

(1) 鮮魚介の出荷をする漁業者につき生産資材 食糧
嗜好品 作業用品など

(2) 新炭の供出をする生産者につき食糧 作業用品
嗜好品など

(3) 蔬菜の供出をする生産者につき食糧 生産資材
嗜好品 作業用品など

(4) 経済安定本部統裁の定める重要物資を輸送するト
ラック運送業者につき輸送用資材など

右の外必要に応じてリンク割を適用する範囲を拡大す
る

(5) リンク物資の数量は リンク物資の需給計画より

ク物資の配当を要する者の從事する業種に対する配当
量の範囲内においてリンク物資の配当を要する者の従
事する業種及びリンク物資の性質に応じて、不十分を
示すリンク割の目的達成上効果があることを認められ且つ突
施可能な程度に限り定められるも概ね生産資材及び作業
用品については原則として全部又は大部分を食糧は
その労務加配量の一部又は相当部分を嗜好品について
は原則として全部を、その他の物資については適宜
これを充てることを目途とする
隠匿蔵物資で利用し得るものは、これを優先的にリ
ンク物資として利用するものとする
リンク物資の割当

(一) リンク物資は 原則として各リンク物資の配当を
 ける者について、予め時期及び比率等を考慮して定め
 る一定の標準に従い生産、供出又は輸送の量にリンク
 してこれを割当てることとしその需給計画上の供給力
 の関係上リンク物資の配当を受ける者全部に亘りこれ
 を割り当てることとが困難な物資については、適当な範
 国内において英数制の採用又はリンク物資間の代替割
 当とすることを考慮する。

(二) リンク物資の割当に当っては、リンク物資の配当を
 受ける者の生産、供出又は輸送すべき責任量による
 個別標準に決定しその責任遂行の度合にリンクして
 割当量を加減するものとする。

右責任数量は原則としてリンク物資の配当を受ける者
 の生産、供出又は輸送する物資の数量について、リン
 ク物資の配当を受ける者の個人につきこれを定めるも
 る個人別に定めることが困難なものは工場、事業場又
 は作業集団ごとこれを定めることがあるものとする。

(三) リンク物資の割当計画及び割当の標準は、リンク物
 資の配当を受ける者の従事する業種につき一定期間に
 おいて経済安定本部總裁がこれを定めこれを基として各リ
 ンク物資の配給に關し権限がある主務大臣がこれを実
 施する。

前項の主務大臣は、その実施に當り、リンク物資の
 配当を受ける者の従事する業種の生産、供出又は輸送

に關して権限がある主務大臣に十分協議しその要請に
應じて円滑な実施を図るものとする。

右の要請は、リンク物質の配当を要する者の従事す
る業種の生産、供出又は輸送に關して権限がある行政
廳が生産、供出又は輸送の成績を確認した書類により
リンク物質の配給に關して権限がある行政廳に付して
リンク物質の割当を要請することにより、これを執行す
ることとする。

四、リンク物質の割当は、指定配給物質配給手続規程及
び指定生産資材割当手続規程に基き、その原則としてリ
ンク物質別に各リンク物質の配当を要する者ごとに配
給割当公文書によりこれを行う。

五、リンク物質の割当計画（数量、時期及び比率）は、
リンク物質の配当を要する者の従事する業種の生産供出
又は輸送計画と共に公表するものとする。

三、リンク物質の配給、積蓄及び輸送
一、リンク物質の配給は、指定配給物質配給手続規程及
び指定生産資材割当手続規程に基き、該物質の配給に
關する法規によりこれを行う。

二、特にリンク物質の計画的に、不確実な配給を実施す
るためその必要な数量を備蓄、輸送することと努める
ものとし、その機關としてリンク物質につき特定の政
府機關がなすものについては差当り必要に応じて産業
復興公団を活用するものとし、これがため必要を機構の

整備及び融資等の途を速かに講ずる。

(三) リンク物資の配給に關し制限のある主務大臣はその配給を計画的に実施するため必要に應じ生産者又は販売業者に対し譲渡の制限又は出荷の命令をすするものとす。

(四) リンク物資の輸送に關しては特に適期用滑り輸送を行ふため必要を措置を講ずる。

四 リンク制実施の推進及び監査

(一) リンク制に關する計画の確實且つ円滑な遂行を図る

ため経済安定本部に部内制課局の外關係廳、關係団体の代表者及び學識経験者から成る推進委員會を設ける。

(二) リンク制に關する計画の実施状況を絶えず監査する。

ため特別の措置を講ずる。

備考

一 本措置は昭和二十二年産米及び甘藷の供出に關するものから実施するも他のものについてもできるだけ速かにこれを実施する。

二 生産企業に對して、できるだけ科学的な能率判定基準を作成し、資材の割当と生産品の実績とを常に照合するに努め、生産品の生産又は出荷にリンクして次期における資材の割当を停止又は削減するなどの一時的措置に對しては別途措置するものとする。

鉄鋼の流通秩序確立に関する対策（案）

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（一〇）
（一一）
（一二）
（一三）
（一四）
（一五）
（一六）
（一七）
（一八）
（一九）
（二〇）
（二一）
（二二）
（二三）
（二四）
（二五）
（二六）
（二七）
（二八）
（二九）
（三〇）
（三一）
（三二）
（三三）
（三四）
（三五）
（三六）
（三七）
（三八）
（三九）
（四〇）
（四一）
（四二）
（四三）
（四四）
（四五）
（四六）
（四七）
（四八）
（四九）
（五〇）
（五一）
（五二）
（五三）
（五四）
（五五）
（五六）
（五七）
（五八）
（五九）
（六〇）
（六一）
（六二）
（六三）
（六四）
（六五）
（六六）
（六七）
（六八）
（六九）
（七〇）
（七一）
（七二）
（七三）
（七四）
（七五）
（七六）
（七七）
（七八）
（七九）
（八〇）
（八一）
（八二）
（八三）
（八四）
（八五）
（八六）
（八七）
（八八）
（八九）
（九〇）
（九一）
（九二）
（九三）
（九四）
（九五）
（九六）
（九七）
（九八）
（九九）
（一〇〇）

鉄鋼需給状況の実態を常時把握し、積流し、自家使用、及負担附契約等の闇行為を完封し、各需要部門に対する配給を迅速確実に、行ふ、以て鉄鋼の使用率を100%可能ならしめるため、流通秩序確立対策要綱の主旨に基づき、鉄鋼は公團方式により、之が配給の完璧を期すべく、着々準備中の、処諸般の情勢より、して鉄鋼配給公團の設立困難なるを以つて、右に代るべき措置として、物資の所管官廳たる商工省内に、官制による鉄鋼需給委員会へ中央鉄鋼需給委員会及地方鉄鋼委員会（仮稱）を設置し、之が運営により、鉄鋼の流通秩序の確立を期するものとす。

58
50

一 現行の切符制度にては、主務官廳別発券状況の実態把握困難なるを以て、一元的に委員会の管理下に置き、切符は小切手式とし、超過発券なき様嚴重なる発券管理を行ふ。

二 鉄鋼は、品種規格寸法多岐にし、その種類は普通鋼、特殊鋼、及び二種以上に及ぶを以て、生産割当の枠内に於て、一元的な生産連撃に基づいて、需要を基礎とせる計画生産に依り、需給の調整を図らざれば、生産と需要が合致せざるを以て、鉄道、造船、自動車、石炭、肥料、及第二次製缶用材料等、計画的大口需要は、期別割当の範囲内に於て、切符添付の上、委員会に発注内容を提出せしめ、小口需要については、委員会の指定せる販売業者、經由発注内容を委員会に提出せしめるへ、販売業者の指定方法については、

別途定める)

三 委員会は右の発注需要明細表及製鉄工場別生産割当を勘案し工場別、品種寸法制、扱問屋別注文取扱当を決定する。

四 製鉄工場に於ける庄延並に出荷に關しては中央に於て決定せる計産に基き北方需給委員会の指示より行はせむ。
五 販売業者より出荷せらるる小口需要については毎旬出荷計用表を依成し委員会の承認を得たる上現品を出荷せしむる。

六 使用済切符は現行の逆流制度を改め製鉄工場及販売業者より月別部門別出荷報告提出の際完納分切符を委員会に提出せしむる。

七 特殊物件及隠退藏物資の配分については委員会が管理下に置く。

八 製鉄工場より需要者へ直送せらるる所謂小口需要の荷附については地域別に委員会の管理倉庫を設け製鉄工場より右倉庫に一括輸送し(五)の承認により出荷せしむる。

21

鉄鋼二次製産の流通秩序の確立

(昭和二十一年三月)

鉄鋼二次製産に於ける流通秩序の確立は、鋼材業者間の競争を、
種々方策を講じて、実地中であるが、鋼材業者の競争を、
のび総括的に左記のとおりを対策として、
一、生産調整

一、生産調整

1. 鉄鋼二次製産の生産たる鋼材の入手が円滑に、生産
計画に多大なる影響を及ぼすを以て、現在の自由競争
に依る鋼材の取得を改め、すべて半成面取とし、必要
あれば、メーカ一連票に依り、優先配付とする。

10-4
76

(線材関係は鉄条より亜鉛鉄板、ドラム缶、五ガロン缶、鷹帯鋼、雑色について、は、輪半期より半実面板として実施セリ)

2. 生産原単位の数正化に依り算出され、副資材の確保は、素材に依り、必要欲くべからざるものれ付き、絶対確保が必要である。特にコークス、電力は付ては、常に生産上重大支障を来して居る為、非常なる努力を要する。

3. メリカノ手持素材に依る増産を各期初の以、総合計し、妥当と認められるものれ対しては、所要副資材を割当て、裏面を最終計画に繰入れる。
(ジャバ、スコップ、高圧容器、粉砕ボール付製在)

実施中)

4. 素材配当採内、板厚加工、要材(コークス)は、原料として認めず、当被期初め、原料より二、三、製品へ、移管するものとする。

尚需業者手持資材其起、を、得ず、貸し、を、必要とするものは、鉄鋼、三次、主要、原料、削減、に依り、実施するものとする。

5. 生産割当方法

- (1) 生産稼働設備能力、生産及出荷能力、製品の良否を勘案し、重点的に割当る。(現在、実施中)
- (2) 各メーカノは、規定の範囲、調査、報告資料を提出し、なすれば、存らぬが、理由を、くして、報告せぬ時は

6. 割当を停止する。
企業整理の問題

現在、X、Y、Zにして、割当を與へない那少工場は、相当多数あるが、ある一定の標準に依り、企業整理せしめ合理的な工場に合併操作せしむる必要がある。

二、配給並に統制関係

1. 特殊事情のあるものへ、食糧、製糖、鉄線等とを配給し、民生を資材とする。

2. 各品種に付て販賣業者の指定を行ひ指定販賣業者の標示及び(公)標示を行はせむ。

3. 鉄鋼、木材、炭石の卸賣及小賣販賣店は商工省に於て、検査の上指定する。

(四) 鉄鋼、木材、炭石の販賣は例によリ指定を受けたもの以外に賣ることを出さない。

(五) 販賣業者の指定證明書は地元の使要ある場合のみ認めらる。

(六) 指定販賣業者は毎月二〇日迄に入荷量及び販賣の実績(各部門別)を商工省に報告しなればならぬ。理由なくして報告しなれば、指定を取り消すものとする。

別紙

鉄鋼二次製品委託加工受領

鉄鋼二次製品委託加工の取扱については鋼材取圧延手続へ二
ニ七一経本発に拘りませぬの手続に依る。

(一) 委託加工とは原則として簡便な鋼材支給による委託
加工をさう。

(二) 簡便な所有の鋼材を支給し、鉄鋼一次産品委託加工す
る場合は次の手続を行う。

(1) 委託加工を希望する簡便な鋼材取圧延(一)に依り加工
工場を所管する商工省へ委託加工承認申請書を提出す
る事

(2) 商工局は右申請書に調査検討の上必要と認めれば

ものに付いて毎期各種別委託加工計画別紙(一)を毎期開始一ヶ月前迄に商工省鉱山局へ提出する。

(3) 商工省鉱山局は鉱山と協賛して基本計画を調整の上右計画の範囲内で毎期商工局別委託加工の枠を決定し各商工局へ通知する。

(4) 商工局は右の枠の範囲内で正式生産計画を阻害しない事を条件として種々の申請に付て之を承認する。此の場合需要者に於ては委託加工承認書及び指定生産費計算書別紙を提出書を送券する。

右の証明書には必ず委託加工なる旨及び委託加工工場名を明示して通常の切符と区別する。

(5) 右切符は、右計算書に依る毎の委託加工の如く毎

期別に一定の計画の樹立が困難であり且燃料、別資材を必要としないものについては各商工局は正式の生産計画を阻害しない範囲内を承認する事不出来る。此場合は表紙に於て直ぐに商工局に報告する。本局は其の実績により之を制限する事不出来る。

(6) 前項各商工局の枠の決定に当つては本局は必要とする燃料、別資材を算して之を各商工局に配当する。各商工局は其の範囲内で加工工場に対し所当発表をする。

(四) 需要者が委託加工するときは原則として一〇%ト二〇%の伏出をさせる。
右の伏出量は商工局地方採掘の枠に繰入れ局を必要に

底にて辨當券券するこゝが出来る。

316

皮革の生産及び流通秩序確立に関する対策要綱

昭和二三一一四 経済安定本部

皮革の生産及び流通秩序に關しては、終戦後著しく混乱し、時物資需給調整法指定生産資材割当規則等の施行後に於ても、其の秩序必ずしも適正なりとは認められず、状況に在る。斯くては皮革の供給の極度に不足せる現状に於て、業用として、生活必需品として、或は輸出用として重要皮革製品の生産を確保し配給の公正を望むことは不可能なり。需給の逼迫が一層助長されるのみである。之が是正を因るため先記対策を定め、関係各省の所管、責任を明確にする。又、経済安定本部を中核として各省の事務の連絡を緊密化し、以て皮革の生産及び流通の全過程を通じての適

23

正なる秩序を確立し其の健全なる運営を期するものとする。

記

第一 皮革関係

一 厚生省は都道府縣の屠畜検査員に対して屠肉と同様皮革の検査監督権を附與し、皮革の屠場内外の生産（斃獣の場合を含む）及び引渡し数量を常に把握して毎月其の都道府縣別、種類別（牛、馬、羊、豚等）実績を翌月二十日迄に経済安定本部に通知すると同時に農林省に通知すること。

前項斃獣の場合はその所有者よりの片出を厳守せしめ皮革の引渡しに付常に監督し得る如く措置すること。

二 農林省は都道府縣の資材調整事務所をして皮革販賣業

者より報告をとりその集荷数販賣数及び在庫数を常に把握せしめ毎月其の都道府県別、種類別実績を翌月二十日迄に経済安定本部に通知すると同時に商工省に通知すること。

三 農林省は厚生省と連絡し毎期の初まる二ヶ月前迄に其の期の原皮集荷見込数を都道府県別、種類別に調査の上経済安定本部に通知すると同時に商工省に通知すること。

四 商工省は毎期経済安定本部の決定する原皮の都道府県別、種類別割当計画に依り需要者（鞣製業者）に対し業者別、工場別、購入地域（都道府県）別、種類別割当を行い需要者割当証明書を発行すると同時に農林省に其の内訳を通知すること。

前項需要者割当証明書は原皮一枚に付割当証明書一枚発行を原則とするが其の必要がないと認められる場合は適宜原皮の数量を取纏めて発券することが出来るものとする。

五 農林省は生産原皮の種類に適合する需要者割当証明書販賣業者の手に無い場合に限り原皮の引渡しの迅速再荷を因る爲資材調査事務所をして毎期経済安定本部の決定する原皮の都道府県別割当計画の割の範囲内に於て原皮販賣業者に対し販賣業者割当証明書を発行せしめることが出来るものとする。

前項により販賣業者割当証明書を発行したときは農林省は毎月その内訳を経済安定本部に通知すると同時に商

工省に通知すること。

第一項により販賣業者割当証明書が発行したときは賣材調整事務所は発行の翌月末日迄に当該販賣業者を以て当該割当証明書によつて入手した原皮と需要者三販賣しめ、その販賣に引換えて取得した需要者割当証明書を提出せしめるを要すること。

六、商工省は鞣製業者をして毎月販賣業者に預託した需要者割当証明書の預託先別、種類別数量及び販賣業者より購入した原皮の種類別数量をその販賣業者を管轄する賣材調整事務所に連絡せしめる様措置すること。

七、商工省は毎期經過後需要者割当証明書の現物化の状況を調査し経済安定本部及び農林省に通知すること。

八、厚生省は屠畜検査員として屠場内外に於ける生産（斃獣の場合を含む）原皮の引渡しに割当証明書と引換えに行われるべきことを監督せしめると共に生産者受取つた割当証明書には必ず認証を行つた上販賣業者割当証明書に付て之を賣材調整事務所、需要者割当証明書に付て之を賣材調整事務所經由商工省に送付せしめること。

九、農林省は賣材調整事務所として五の第三項により販賣業者より受領した需要者割当証明書に付て之を前号に依り回収した販賣業者割当証明書と符合の上其の旨を記入し商工省に送付せしめること。

一〇、厚生省は密殺の取締を強化し違反者に対しては嚴罰主義を以てのぞむこと。

第三 革及び革製品関係

一 商工省は鞣製業者の革の製造、販賣（自家使用を含む）及び在庫の状況を常に把握し毎月其の種類別、規格別（クローム甲、又、キヤリ等）実績を五月二十日迄に経済安定本部に通知すること。
前項の実績には鞣、酸、及びトコによるものを含まないとする。

二 商工省は毎期の初より二ヶ月前迄に其の期の革の供給見込数を種類別、規格別に調査の上経済安定本部に通知すること。

三 革の需要主務官廳は毎期経済安定本部の決定する革の製造品目別、種類別、規格別割当計画に依り需要者に計

し事業者別、工場別、製造品目別、種類別、規格別割当を行い需要者割当証明書を発行すること。

四 主務官廳は毎期経過後需要者割当証明書の現物化の状況を調査し経済安定本部に通知すること。

五 主務官廳は革製品製造業者の革製品の製造、販賣及び在庫の状況を常に把握し毎月其の製造品目別実績を翌月二十日迄に経済安定本部に通知すること。

六 指定生産資材たる革製品の主務官廳は毎期経済安定本部の決定する革製品の需要部門別割当計画に依り需要者に対し需要者割当証明書を発行すること。

七 指定生産資材以外の革製品に付いては主務官廳は三ヶ運用に依り生産の確保を図ると共に製品の円滑なる配給

をなし得るが如く措置すること。但し指定配給物資配給
手續規程に依る指定配給物資たる革製品に付いては同規
程に基く規則の公布施行後は其の定むるところによるも
のとする。

第三 一般事項

- 一 本要綱は第三、四半期より之を実施するものとする。但し
し原皮の割当証明書に關する事項は十二月一日より本要
綱によるものとし、同日以前に発行せられた割当証明書
は左の取扱いによるものとする。
- (1) 那賣業者割当証明書は十二月一日以後は之を無効とし
し、農林省は資材調整事務所をして急速に之を回收せし
めること。

5.

(2) 需要者割当証明書は十二月一日以後は需要者が販賣
業者より原皮を購入する場合に對してのみ有効とする
こと。

資材調整事務所は販賣業者をして前項に依り取得した
需要者割当証明書を提出せしめ之を商工省に送付する
こと。

二 本要綱の実施に先立ち原皮の流通を円滑ならしめる過
渡的措置として商工省は経済安定本部が別に定める数量
の範囲内に於て製業者に對し原皮需要者割当証明書を
予め発行し得るものとする。
前項の需要者割当証明書は十二月一日より有効とするこ
と。

三 需要者割当証明書の有効期限は凡て一発行の翌四半期末日迄とする。

四 原皮の販賣業者割当証明書の有効期限は発行の日より二週間とする。

五 本要綱実施の爲必要とする生産業者又は販賣業者より提出せしめる報告に付ては主務官廳は臨時物資備令調査法及指定生産資材割当規則等法令の定むる所に依りて之を実施するよう措置すると共に報告の正否を調査する爲臨時臨検々査を勵行すること。
前項の報告に關し懈怠又は不正の事實のあつた場合は法令による制裁の外主務官廳は資材の割当を削減し又は停止する等必要な措置を講ずること。

六 内務省は經濟安定本部及び関係各省と絶えず緊密なる連絡を保持し常に流通秩序の嚴守に付き之を監視し違反者に対しては檢挙主義を以て之に當り其の實施狀況を経済安定本部に報告すること。

昭和二年六月二十八日開議

流通秩序確立に関する関係次官会議の
設置並びに運営要領（案）

一 現下の困難を經濟事態に對処するにあらゆる經濟施
策の強力な推進が必要であるが流通秩序の確立は、その
最も重要なものであることを再確認し、これが具體的施
策の確實なる実行を徹底的に推進するため左の構成を
以て関係次官會議を設ける

（議長）西尾官房長官

（副議長）滝川官房次長

永野経本才一 副長官

田中 三才三 副長官

鈴木内務次官

池田大蔵次官

佐藤司法次官

笹山農林次官

岡松商工次官

佐藤運輸次官

鈴木逓信次官

吉武労働次官

尚本會議にはオヴザーバーとして副知事又は經濟局長の
参加を求めらる。

二 本會議は所謂お座まり式の懇談会や連絡会に墮するこ
となく、問題があつてまでつめて、具體的に施策の成果を
あはれんことを期する。

- 三 本会議の当面の努力は生鮮食料品の確保に関する各般の施策の確立に集中する。
- 四 本会議は議長に招集により随時開催することとし、会場は場所は総理官舎とする。
- 五 本会議の議事の記録整理等の庶務は当分の間経本生告物資局において担当する。

裏面白紙

流通秩序の再確立について（未定稿） 三三二二

第一序

流通秩序の確立は経済安定の前提である。本年七月二十八日閣議決定の上
政府が発表した流通秩序確立対策要綱は種々の事情によつて、実施が遅延し或は
未だに実現出来ぬものもあり、又大體に整えられた事項についても、短期の成果を
十分に挙げないものもあつて、尠からず國民の期待を裏切つた。
然しなから、物價、賃金の安定と、これを基礎とする生産輸出の振興、國民生活
の安定はこの流通秩序の確立を前提としなければ、到底実現できず、これは自明
の理である。日本政府としては、既往の実績にも徴し、熱と想を折たにして流通
秩序の確立に邁進したい所存であるが、司令部として十分の理解と援助を與え
られたい。而してその途における事態の進展は流通秩序の再確立を通じて困難と
する次のような事情があることに十分の留意をお願いする。

22-12
TV-10
60元

- (1) 國民は一度政府の流通秩序確立に関する約束の實現振りには失望感と相違なく、
しているが、この國民心理と再び強力を引き出すためには、今後各官署の
施策が迅速に実行に移され、具体的成果を挙げなければ不可能である。
- (2) 戦時経済の範囲の拡大と浸透は、インフレーション進行の同意語でありその
の強さものであるが、七月以降もインフレーションは除々に進行し或はその
強い要因が新たに発生している。例えは巨額の追加予算の編成、労働者、官
公吏の増上気勢、極度の電力不足等である。
- (3) 警察制度の根本的改革に關して、経済警察制度も根本的に改革されること
となつたが、その風行が未だ見透しがつていない。他方既に現在の経済警察
官の活動は將來、身分上の不安から消極化したと見受けられる点があるが、こ
の状態は新機構の活動が軌道に乗る迄の數ヶ月の間継続するものと予想される
ので、この期間取締活動の活発に逆比例して、商人の活発化も、正常な経済活
動を一層妨げる、こととなる。

多割当切符の超過発券が行われてゐるが、有効な防止措置が講じてゐる。
左澤遊切符の発生して、新規切符の現物化を導かせてゐる。

生産業者に対する原材料の割当について、十分合理的な基準が定めて、な
らぬので、新設するに実績基準、設備能力基準が偏重されて、新規企業を抑制し
、或は、生産生産を阻害してゐる。

産業団体 行政官庁に対する協力によつて、比較的実情に即した修正割当が
確保され、利益もあつたが、産業団体が閉鎖機関に指定されたれば、行政官庁が
全責任を以て企業の実態の調査と之に基づく適正な割当事務を行つておけなければ
ならない。是れは相當の困難がある。

各割当切符制度の適用が劃一的、形式的で実情に即き効果がある。

前記欠陥の補正策

第一は、政府が配給割当確保の有効な方法として、基礎的な生産資材等につい

て配給公団制度の適用を提案したが、配給公団制度は極めて限られた少数の物
品しか適用を認めない旨の司令部の方針を変更されたことと承知しなから、之に代
つて、現行の法令で不完全な部分より現行制度の欠陥を補正することとした。
配給調整協会の設置（欠陥A、B、Cの対策）

鉄鋼 炭素の如き、供給調整の複雑困難な物資に限って物資所有者は、各需要部
間の所定生産業者及び販賣業者の代表者で協議会を設けて、品種、寸法、
規格別の需要の取握り、これらに基づく生産業者の生産計画の資料整備等の事務を
行わせる。

その他特定の物資については販賣業者の制度的な登録制及び配給段階の規正を行つて（欠陥
D、Eの対策）

人持の配給統制を嚴重に初行する必要があり、且つ闇取引が比較的多く、取締上
困難の多い特定少数の物資（例、鉄鋼、繊維）については販賣業者の登録制

を適用し、業者の数を制限すると共に、需要者と生産者との直接取引を原則として禁止し、需要者は登録販賣業者を通じてのみ取引し、現品を入手できず、

いこととした。

2. 右の司令部で承認されるものは、配給統制担当官庁として生産者の出荷実績、需要者の切符の現品化実績を、登録販賣業者から定期的に報告を求めるとし、この方法によつて配給統制担当官庁は、容易且迅速に諸実績を把握できるとするもので、配給統制の行政運営が大いに改善されたと確信する。

3. 尚販賣業者の登録制については、安定部の原案によつて付帯の司令部から承認を得る旨だが、配給統制物資については原案を至急御承認されることと希望し、原案は指定生産資材に關しては原則として販賣業者の数の制限を、必固してはなすが、これによつても商販縮が現状より遙かに容易なることとす。

C 資材割当の合理的基準の形成（又略すの対策）

1. 資材割当は製造原価、製品の品質、原材料の原価、立地条件等から見て優秀企業に比較的有利に行われることとし、その基準を明確に規定することとし、生産者間の競争を刺激して生産の増進に資すると思ふが、何れにも具体的問題として行政技術問題として実行に確信の持てる案が示されず、又現在の極度の資材不足の状況では右の自由競争にも若干の限界を設ける必要もあると思われ、具体策の研究を進めたい。

- 2. 右による資材割当の合理的基準形成と並行して、暫定の場合については資材の有効利用と製品の品質向上を図るため、製品の規格を定め製造させ、この製品が規格に合致しているかをチェックする。そのため国の検査機関と検査させることとし、司令課に案を提出して居り承認あり次第実施に移す手筈をたてた。
- 3. 日本政府としては右の割当の合理的基準の形成と実行に、国際

経済の増進の機会が最も近かつた日本経済の健全化、低生産率企業

2. 割当の質の増進化の予防措置（欠陥の対策）

- 1. 短期の物資需給計画を可及的早急に決定する。このための司令課の計画の承認が手配取らぬことが前提となる。
- 2. 割当物資の発給をその時の開始前とする。
- 3. 割当物資の発給期間を短縮する。

2. 割当業務担当官庁の職員の充実に及ぼすの対策

- 1. 物資調整課の増員
 - 職員の上昇が円滑に行われ、根本的理由は、官吏の特遇が民間に比して低値に在るに在るが、物資調整課については特例を設けて一般を更により優遇する必要がある。
 - 2. 割当手数料の徴収
 - 本業関係の関税課指定と持ち行政官庁の職員の業務の増増は財政上

相当の負担増となるが、この小立産菜団体の経費は業界の負担によつており、且つその負担は公定価格に織込済であるので、若し、物資調整事務を全部国費負担とするときは却て業界に不当利得を与えることになる。従つて割当申請書に依頼の収入印紙を貼布せしむる方法、又割当切符の発券に手数料を徴収する方法等に依つて国家財政の収入増を図る余地と合理性があると考えらる。

五、小口需要者の共同申請、共同割当制度（欠陥の対策）

小口需要者の便宜及び、割当官庁の事務の簡素化をため、共同申請、共同割当を例外的に小口需要者に対して認めることが適当と考え、具体案を司令部に提出してゐるが、未だに承認されぬため、需要者及び官庁の双方が実益の乏しい煩雜な手数料に悩んでゐる。

（養林水産物、屑などの集荷に割当切符制度の適用除外へ欠陥の対策）

屑等の集荷については、指定集荷業者を定め、右業者が屑等の発生者供出表から無切符で集荷することとし、右の集荷業者が需者へ売渡

す場合に割当切符制度を適用することゝが適当であつて、この趣旨で「屑集荷配給要領」を主案し司令部に提出中であるが、未だに承認されな

五、現在の割当方式によれば割当切符制が形式的に適用されてゐるので各家庭が屑類を拾屋に売渡す際にも切符と引換をしなければ違つたといふことになり、このような割当は実行をせしめ、ただし又必要をいふ愚案と考へられる。一日でも速かに司令部の承認を望ましい。

六、其の他の指定生産割当規則の改正

1. 需要申請書の採否、提出手続、記載事項等を改正し、各需要者の責任ある生産計画を割当官庁が把握し得るようにする（欠陥）及び右の対策）

2. 需要部門所管官庁が発券した割当切符と物資所管官庁で割当数量と照合することとする（欠陥の対策）

3. 欠陥発生地、遠隔地その他物資流通の困難な地域への出荷を円滑にする

るための必要があるとき、政府は生産者又は販売業者に対して出荷指示
を行ふことのできるようにする。(欠陥品の対策)
々、需尊者から生産、在庫、その他必要事項に関して定期的報告を徴し
得るようにする。(欠陥品の対策)

第三、公団制度—主として特殊品配給公団の設立

(1) 食糧品配給公団、油糧配給公団、飼料配給公団及び酒類配給公団については法案が現在国会において審議中である。

(2) 主要食糧配給公団については法案については最近司令部の要請を得たので、直ちに国会に提案する。

(3) 基礎的民生産資材、重要生活物資についても配給公団を設けたいが、司令部の反対強く承認不可能に近いと思われ、原則として一先取りの中止とする。

(4) (イ)の例外として、特殊品配給公団を設け、(イ)農民漁民、労働者、トシシテ、(ロ)軍需業者等に対するリンク報償用物資、(ハ)引揚者、生活困難者、災害地の罹災者、救済用物資、(ニ)養蚕及水産用の生産資材で配給上一定期間保管を必要とするもの、(ホ)インフレ対策、直貨吸次対策として高價販売を適当とする物資(高級石炭等の

贅沢品、不急不要品製造販売制限違反品、輸出検査不合格品、占領軍拂下余利物資等)を必要数量、又買取販売することとしたい。右公団の設立を必要とする理由は次の通りである。

- ノ、農林水産物の供出促進、炭坑労働者の勤労性向上、重要物資の輸送確保のために、相当広汎にリンク制度を適用することとし、(イ)目的達成のためにはリンク物資を適時に需要者に配給し得ることを絶対に必要とする。
- ク、石炭も農林水産物の供出促進、物資の適当な供給確保が不成功に終ることがある。
- ケ、主食、生鮮食料品の供給が悪化して経済生活の根底が破壊されることと、(イ)その政治的影響は甚大である。殊に米價未定の際農民が強烈にリンク物資の公債確保を要請したことを想起する必要がある。
- コ、然るにリンク物資の中、煙草塩の如き専売物資、米、酒、肥料の如き公団(又は官団)取扱物資については約重量を確実に配給することが可能であるが、

紺織、作業衣、石炭、甘味品の如き割当切符制のみで統制している物資、ゴム、靴、錫、釜、化粧品等の如き非配給統制物資については、多数の農漁村民等に對して割当切符は渡せても、切符の現物化を確保してやる方法がない。このため、遅きは一年以上も現物化が遅れる可能性があり、斯くしてリンク制の意義を全然喪失すると云つても過言ではない。現在政府は窮余の一策としてリンク物資の割当を府縣宛に行つて、府縣として農民等に配給させているが、この方法が好ましい方法でないことは云う迄もあるまい。

- この困難を解決する方法としてこれ等特定物資の必要數量について配給公団を設立取扱はせることが行政技術上最も適當な方法であると確信する。
- 4. (a) 及び (b) 掲記の物資についても適時に適地で現品の配給確保の必要あることは云う迄もあるまい。
 - 5. (a) 掲記の物資については取扱品目が雜品となるが、リンク用物資が同く雜品となるので便宜同一の機關に取扱はしめることが適當と考え附加した次第である。

第四、生鮮食料品

第五、経済警察制度

第六、官廳、公共団体等の閣行爲の絶対禁止

- (1) 司令部の指令もあつたので対策を決定し
- (2) 司令部側の協力を必要とする事項については目下概算中であり
- (3) 所要の法案については目下国会において審議中であり
- (4) 進駐軍工率用資材等の強制買上、生産命令、出荷命令に關する規則を臨時物資調整法に基いて制定すべく立案中であり
- (5) なお進駐軍工率用資材の徴達に關する行政機構の一元強化を實現する方針を司令部と下打合中である。

第七、其の他

(1) 前回の流通秩序確立対策要綱中未だ終事項で前掲以外のものは是非共急進に

實現を必要とする事項

① 現物給与の禁止、統制物資のバーターの禁止及び企業の日家消費分の取締
については其体系を司令部に提出済であるが、近日中に回答する由

② 生産者の手許で公価表示の証紙を貼付する制度については目下物極片で物

品統制令に基いて規則制定中で近く司令部と打合の上実施の予定

③ 不急不要品の製造販売制限の強化

④ 其体系について司令部の承認を得たので目下公布の準備中

⑤ 進駐軍制限規定の改正

進駐軍制限規定の許可に係る不急不要品がいまに行われているので、

これを一時期日道に原則として打切りすよう規則の改正案を立案中である

⑥ 経済警察官、経済監視官に行政警察上の職務検査権付与

⑦ 所定の法案を目下国会において審議進行中であるが最近司令部内に違憲

止込なりとの意見が一部にある由であるが、この权限は国民に対して直接強制力を持たぬところの所謂間接強制の权限であり、憲法違反に非ずと確信してゐる。又若しこの权限の付与が認められぬときは又海軍省、逓送監視官の活動に著しい支障を来すのみならず、この種の权限は物価統制令、租税法令、臨時物資調整法等にも当該官吏に取締勵行上付与されてゐる权限であるから、これらの諸法令の運用上も多大の困難を来すこととなるので、司令部側見解の故行を要慮してゐる。

生活協同組合組織の発達

議員提出法案として生活協同組合法案が本國會に提案される予定があつたので、宇文平部と議員の立案に協力したが政党側の事情で今國會に提出されない模様であるが、本國會には是非其実現を望みたい。

(2) 前掲以外の事項で実現を必要とする事項

物産の全国的流通を円滑にするため、鉄道運賃、輸送距離の運賃に拘り、全国一律にすることを研究したい。
従来産業団体が行つてゐた運賃フリール制は産業団体の解体後更に価格調整公開で事務を引継ぐこととしたい。

第八

前回の流通秩序確立対策要綱で実施を予定していた事項で、実施を中止する事項

- (1) 基礎的な生産資材、重要生活物資に關する配給公団の設立
- (2) 生産業者の登録制
- (3) 配給公団に販売業者に対する監督権、不正販売品の強制買上責任の付與

本条の管束では、公団購買に右の権限を付與することは、酒田の莫大懸念され、又当初本條限は、繊維品、ゴム製品、皮革製品、油脂製品の如き商店街、露店等で違反販売されること比較的多き品目について公団が設立されることと予想して、この場合必要と思料した事項であったから、公団の設立を中止することとしたのに關連して、中止したい。

- (4) 割当に際して割当証明書の還流状況を考慮すること

割当切符制度実施の至岐に徹し、全切符の還流を期待すること

は不可能であり、巨額還流切符を発売時期から半年以上を経過する場合は甚しく厚いので、割当事務の執行に當つて切符の還流状況を参考にし得ないことが判明した。

本来この制度は生産者の統制至路による出荷実績を把握することとを目的としたのであったが、この目的は他の方法（前掲第二の(2)の各五の(4等)によつて達することとする）が實際的である。

(8) 建築標準価格の設定

木材価格が新公債より安く、又工建築の縮少の結果建築費が値下りしてゐる現状では、標準価格の設定は却つて實際建築価格を引上げる結果を招きやす度があるので中止する。

別の命令部に対する懇請事項

流通秩序の確立に關しては従来司令部から多大の援助を受けてゐるのであるが、此の際では、懇請したい。

(1) 司令部内における日本政府提出具体案の審議を可及的速かに済ませる頂きたい。これが著しく遅延するときは施策としての機会を逸し或は國民の政府に対する不信感を増大させ又担当官が統制事務実施に対する熱意を冷却させる等の弊を生ずることが多い。

(2) 今後の統制の改善と取締の重負を生鮮食品に置きたいが此に關聯して別紙(1)の事項をお願ひした。統中府縣等の公共団体の政府施策に対する不協力不熱心の是正に主眼をおいませたい。

(3) 政府機關の公債執行嚴守に關する指令の實施に關連して別紙(2)の事項を懇請中であるが、政府機關の公債嚴守の成否が流通秩序の再確立に及ぼす影響の広汎且重大なことに鑑み、是非共極的且即好意ある処置をお願ひしたい。

(4) 経済警察機構の再編成について目下種々司令部に懇請打合中である。

あるが、日本の実情に著しく即しな改革案は事実問題として現下の経済危機突破上最も肝要な取締能力を著しく低下させ、ひいては日本の経済再建を遅延させる虞も少くないので、此の案について特段の配慮をお願ひしたい。